

# 本 編



# 第1章 予備調査・事前調査の概要

## 1 - 1 要請の背景・経緯

### (1) これまでの経緯

2000年 3月	インドネシア共和国政府から要請書提出
6月	森首相がワヒッド大統領に協力を約束
7～8月	予備調査団派遣
10月	S/W署名

1970年代のはじめにアチェ州で当時東南アジア最大規模の天然ガス田が発見された。以降、自由アチェ運動（GAM）が結成され、アチェを第2のブルネイにというスローガンのもと、アチェ独立運動が活発化した。それに対し、インドネシア政府は力で押さえつけようとし、特に1989年から1998年までインドネシア国軍による対独立運動軍事作戦では過酷で多くの住民（約20万人ともいわれている）が難民化するなど、大きな傷跡を残した。インドネシア政府はアチェ独立運動の沈静化を図るため、1999年3月にワヒッド大統領がバンダアチェを訪問し、対独立運動軍事作戦の行き過ぎを謝罪するとともに、「おみやげ」構想を発表した。サバン地域総合開発は、その「おみやげ」構想の一環で、1985年まで自由港に指定されていたサバン市を再度自由港・自由貿易区に指定するとともに経済開発を推進するものである。

サバン総合経済開発区は、スマトラ島の北西端、マラッカ海峡の西側入口に位置し、8つの島からなる人口2万9,000人、面積260km<sup>2</sup>の地域である。サバン地域総合開発にあたり、インドネシア政府は3つの有望なセクターを挙げている。第1に深く沈み込んだ海岸線と波を遮る深い入り江という地形的特性及び交通の要衝に位置するという地理的特性から、原油積替（マラッカ海峡通過のための超大型タンカーから一般大型タンカーへの積替え）基地等港湾建設、第2に透明度の高い海、豊かな珊瑚礁と深く沈み込んだ地形による豊富な魚種からダイビングなどの観光資源、第3に豊富な漁業資源の開発である。

しかしながら、インフラは現在の住民生活需要を満たすには十分であるものの、大型地域開発には対応できるものではない。また、島は小さく急峻であるため、経済開発可能な土地にも限りがある。したがって、地域総合開発にあたり、限られた開発資源を有効に活用するための計画策定と、その計画に基づいたインフラ整備を行う必要がある。

なお、サバン開発には中央政府では、居住地域開発省、国家開発企画庁等、地方では居住地域開発省総合経済開発地区（KAPET）サバン事務所、アチェ州政府各部署、サバン市当局が関与しているが、必ずしも各セクションの調整は行われておらず、開発計画策定は散発的に行われている。したがって、包括的な長期計画の策定が不可欠である。加えて、計画遂行のためのKAPETのキャパシティ・ビルディングも必要である。

今回は、関係機関との協議、現地踏査、現地治安状況調査を行い調査内容、調査実施体制、治安・安全を確認し、上記3セクターを中心としつつ幅広い我が国による協力可能性の検討を踏まえ、先方政府と本格調査の実施方針について確認のうえ、S/W協議・署名することを目的とする調査団を派遣した。

## (2) 政治的背景（アチェとサバンを取り巻く環境）

故小渕首相とワヒッド大統領の間で確認された「統一インドネシアの安定」のための支援は、インドネシア国の政情安定に資するのみでなく、アジア経済全体の復興に大きく寄与すべきアプローチとして注目されており、インドネシア国に対する最大ドナー国である我が国にとって火急の課題となっている。本プロジェクトは、インドネシア国からの分離独立活動が激化、継続しているアチェ特別州において、入り口ともいえるサバン地区の開発を通じ、アチェ全体の開発の糸口をつかみ、今後の対アチェ協力の試金石となるべく本年度案件として採択された。

「Why Sabang?」何故サバンなのか。当初は、上述のとおり糸口としての位置づけとの理解であったが、今回の調査活動を通じ以下の点が明らかになった。

- 1) スハルト政権下、ハビビ前大統領の直轄下にバタム島開発公社が設立されたときに、従来自由貿易港であったサバンは、自由貿易港としてのステイタスを剥奪された。
- 2) 自由貿易港としてだけではなく、国際港としてのステイタスをも失ったサバン（アチェ州）は、メダンからの物資の搬入に頼らざるを得なくなり、経済の主導権を剥奪されたとの被害者意識を強く持っている。
- 3) アチェ住民は、サバンの自由貿易港廃止を、経済面におけるアチェ弾圧の象徴として受け止めており、今回、自由貿易港または自由貿易地域の権益をサバン地域に与えることは、現政権にとって前政権が継続して行ってきたアチェ弾圧のネガティブイメージを払拭するために必要不可欠な第一歩となるとの認識が強い。
- 4) 1999年11月にエルナ居住地域開発大臣が、2000年1月にはワヒッド大統領が現地を訪問し、サバン地区の開発につき言及しており、住民の期待感が高揚したものの、開発に際しインドネシア政府はツールを擁さず、開発プロジェクトの具現化は進んでいない。

以上より、サバン地区の開発（特に自由港・自由貿易区構想に基づいた）は、インドネシア現政権が、国内の安定をめざすために必要な第一歩として位置づけられ、「絶大な政治的インパクトを有する案件」であることを認識する必要がある。

## 1 - 2 予備/事前調査の目的

アチェ特別州サバン総合経済開発地区の経済開発を促進するため、サバン地区において2020年を目標年次とした地域総合開発の長期計画を策定する。さらに、優先セクターのプレ・フィージビリティスタディを作成する。今回は、本格調査の実施方針をM/M（協議議事録）にて確認することを目的として予備調査団を派遣し、また、JICAインドネシア事務所を通じて事前調査を実施し実施細則についてS/Wで合意した。

## 1 - 3 調査団の構成

### (1) 先行調査団

担当業務	氏名	所属
総括	貝原 孝雄	国際協力事業団社会開発調査部社会開発調査第一課長
開発計画	鈴木 洋一	国際協力事業団国際協力専門員
協力政策	花里 信彦	外務省経済協力局開発協力課課長補佐
開発企画	長縄 真吾	国際協力事業団アジア第一部東南アジア課
調査企画	桜井 周	国際協力事業団社会開発調査部社会開発調査第一課

### (2) 役務コンサルタント調査団

担当業務	氏名	所属
インフラ観光開発	長田 守	ニッセイ基礎研究所
水産開発	寺尾 豊光	水産エンジニアリング
工業開発	山本 英夫	国際開発アソシエイツ



(2) 役務コンサルタント調査団

平成12年8月13日(日)～9月1日(金)

8月13日(日)	10:55 成田発(JL725) 16:05 ジャカルタ着
8月14日(月)	大使館表敬 居住地域開発省、国家開発企画庁等関係機関協議
8月15日(火)	居住地域開発省との協議 海洋開発水産省との協議 工業通商省との協議
8月16日(水)	運輸省海運総局との協議
8月17日(木)	団内打合せ
8月18日(金)	インドネシア大学経済社会研究所との協議 インドネシア観光局との協議
8月19日(土)	団内打合せ
8月20日(日)	団内打合せ
8月21日(月)	環境影響管理庁との協議 石油開発公社(PERUTAMINA)との協議
8月22日(火)	協同組合・中小企業省との協議
8月23日(水)	6:30 ジャカルタ(GA190) 10:15 バンダアチェ着 アチェ特別州ラムリ知事との協議 シャクアラ大学アブディ副学長との協議
8月24日(木)	バンダアチェ サバン
8月25日(金)	現地踏査 サバン市長及び政府関係者とのとの協議
8月26日(土)	団内打合せ
8月27日(日)	サバン バンダアチェ
8月28日(月)	アチェ州及びバンダアチェ市関係機関との協議
8月29日(火)	10:55 バンダアチェ(GA191) 14:40 ジャカルタ着
8月30日(水)	団内打合せ
8月31日(木)	大使館報告 23:30 ジャカルタ発(JL726)
9月1日(金)	8:40 成田着

1 - 5 主要面談者

1 ) Provincial Government of Daerah Istimewa Aceh

Ramli Ridwan, SH	Governor, DI Aceh
Bustari Mansyur	Vice Governor, DI Aceh
Zubir Sahim	Director of Development KAPET Sabang
Yusuf Kasim	Assistant III, Sabang Municipality
Hasbi Nusa	Head of Road Construction, Province of DI Aceh
Ramli Dahlan	Head of Tourism, Province of DI Aceh
Iskandar	Environmental Impact Management Board, DI Aceh
Nasruddin	Head of Banda Aceh Planning Board
Buchari Budiman	Head of Spatial Planning, Human Settlement of Provincial Public Works, DI Aceh

2 ) Ministry of Settlements and Regional Development

Erna Witoelar	Minister of Settlements and Regional Development
Ir H. Sjarifuddin Akil	Acting Director General, Spatial Planning and Regional Development, Ministry of Settlements and Regional Development
Toeti Ariati Sussongko	Director of Specific Areas, Directorate General of Spatial Planning and Regional Development, Ministry of Settlements and Regional Development
Budihardjo H. MSc	Director of Bureau for International Cooperation, Ministry of Settlements and Regional Development
Azwir Malaon	Head of Sub Directorate KAPET, Directorate Specific Area, Directorate General of Spatial Planning and Regional Development, Ministry of Settlements and Regional Development

3 ) National Development Planning Agency

Djunaidi Hadisumarto	Chairman of National Development Planning Agency
Ir. Herman Haeruman JS	Deputy for Regional Development and Natural Resource, National Development Planning Agency
Deli Massykur Riyadi	Bureau Chief of Regional Development, National Development Planning Agency

Ceppie Sumadilaga Bureau Chief of Bilateral Foreign Cooperation,  
National Development Planning Agency  
M. Heri S. Bureau of Economic Bilateral Cooperation,  
National Development Planning Agency

4 ) Related Ministries and Institutions

Adolf R. Tambunan Directorate General of Sea Communication,  
Ministry of Communications  
Rio-Irawan Directorate General of Sea Communication,  
Ministry of Communications  
I Gede Ardika Vice Chairman, Indonesian Tourism Authority  
A. Soni Keraf (Ph. D) Head of Environmental Impact Management  
Agency, State Minister for the Environment  
Wayan Suariaar Ministry of Cooperatives and SMEs  
Parwito Directorate General of Air Communication,  
Ministry of Communication  
Syamsul Arifin State Ministry of Public Works  
Budi Rijanto Institute for Community Services,  
Institute of Technology Bandung  
Fauziah Institute for Economic Research and Management,  
University of Indonesia  
Widyono S. Institute for Economic Research and Management,  
University of Indonesia

## 1 - 6 調査結果の概要

調査/協議過程での主な論点は以下のとおりである。

### (1) 調査関連地域の治安状況

サバン地区の治安は安定しており、現在のところ調査を行うに特に問題はないと考えられる。現地踏査中、調査団は危険を感じることは全くなかった。政府関係者、政府関係者以外の双方にヒアリングを行ったが、サバン地区は安全で治安には全く問題ないとのことであった。

本年（2000年）1月以降ワヒッド大統領以下、政府要人もサバンを訪問しているところ、インドネシア政府もサバン地区の治安は全く問題ないと判断していると思われる。

資料収集の拠点となるバンダアチェ市においても、調査団は危険を感じることは全くなかった。また、調査団がバンダアチェ市滞在中に、インドネシア政府の主要閣僚9名が中央政府からアチェ州への人道的支援のため現地訪問を行ったほか、UNDPを中心に二国間ドナー、国際機関によるアチェ州への人道支援の検討がはじまるなど、政治・治安ともに安定に向かっていると思われる。

ただし、治安状況が悪化した場合は、日本政府及びJICAは本格調査団員の安全確保のため、ただちに調査地域から調査団員を退避させる旨、インドネシア側に伝えた。

### (2) 本格調査開始時期・調査期間の短縮要請

エルナ居住地域開発大臣（7月11日及び14日）はじめ、ジュナイディ国家開発企画庁長官（7月11日）、ラミリィ・アチェ州知事（7月11日及び14日）等政府高官の面談を通じ、本件がインドネシア政府にとって極めて優先度の高い案件であることがうかがい知れた。特に、エルナ大臣からは、1980年代半ばにサバンの自由港の地位を剥奪された結果、政治的にも抑圧され、経済的にも貧しくなったため、GAM（自由アチェ運動）等独立を指向するに至っており、政府としては、アチェの人々に対して前向きに支援していることを示す必要があり、本件調査がアチェの人々のためであることを強調したい意向であり、早急に本格調査を実施して欲しい旨の表明があった。

また、サバン住民はこれまでいくつかの調査が実施されたが、日常生活で感じられる具体的な成果を得られておらず、政府の約束に対して冷めた目で見ている。住民からの信頼を回復するために、速やかな調査の実施、それに基づく開発の実施が必要である。

調査団は、上記政治的緊急性に理解を示すとともに、既存調査の活用及び現在調査を行っているインドネシア大学研究グループとの連携により、調査完了が2か月程度早められる可能性があることをインドネシア側に伝えた。

### (3) 実施機関

中央政府から地方政府へ権限が委譲されつつあるところ、本調査の実施機関はアチェ州政府とするようインドネシア側から要請があった。しかしながら、JICA援助は国家間の取り決めに基づいて行うこと及び免税など地方政府の権限の及ばない事項の実施のため、インドネシア側は居住地域開発省と国家開発企画庁がともに調整機関として本調査を支援することとなった。

### (4) ステアリング委員会/テクニカル委員会の設置

本件では多くの省庁にまたがった事項について調査を行うところ、調査の円滑な実施のためブスタリ副知事（前サバン市長）を委員長とするステアリング委員会及びその下部機構としてテクニカル委員会を設置することに合意した。なお、委員のメンバーについては、S/Wに係るM/Mを参照のこと。

日本側からステアリング委員会に住民代表、NGO等を含めてはどうか、と提案したが、インドネシア側は、ステアリング委員会はあくまで政府内での調整機関であること、住民代表・NGO等とは公聴会などで意見交換できること、委員にするNGOの選抜が困難であることから難色を示し、結局、住民代表・NGOは委員に含めないこととなった。

## 第2章 本格調査への提言

### 2 - 1 本格調査の目的

アチェ特別州サバン地域総合開発地区の経済開発を促進するため、サバン地区において2020年を目標年次とした地域総合開発のマスタープランを策定する。さらに、マスタープランで明らかになった優先セクター・プロジェクトのプレ・フィージビリティスタディも併せて実施する。インドネシア政府は、有望なセクターとしてダイビングスポット等の観光開発、豊かな水産資源の開発、石油積替を含む港湾開発の3セクターをあげている。しかし、今後の同地域に対する援助の可能性を探るため、この3セクター以外にも福祉や公衆衛生など幅広い開発の必要性を検討する必要がある。

なお、調査においては、経済開発の制約条件を開発が困難である理由として列挙するのではなく、それら問題点を克服するために必要な中央政府等からの支援・補助について明らかにすべきである。

### 2 - 2 調査内容と調査フロー

#### < 調査項目 >

#### (1) 既存報告書・データの収集・分析

##### 1) サバン及びプラウ・アチェ地区

社会経済状況、自然条件、人口動態、土地利用状況、環境

地域経済活動及び産業構造

既存インフラ（道路、港湾、水道、公衆衛生、電力等）

既存サバン総合経済開発地区開発計画及び関連事業

データベース作成

##### 2) 優先セクター：観光、水産、工業、港湾開発、その他関連セクター

インドネシア国（中央及び地方レベル）セクター開発政策と戦略

国及び調査対象地域レベルでの当該セクターの経済活動現況

#### (2) 開発ポテンシャル、機会、制約の把握

##### 1) サバン総合経済開発区とそれに関する地域

##### 2) 優先セクター：観光、水産、工業、港湾開発、その他関連セクター

##### 3) 自由港/自由貿易区

(3) 開発シナリオ

- 1) 開発シナリオ代替案の作成
- 2) 開発シナリオの選定

(4) サバン総合経済開発区開発計画：目標年次2020年

- 1) 基本方針
- 2) 空間計画
- 3) 観光、水産、工業、港湾開発、その他関連セクター
- 4) 人的資源開発計画
- 5) 優先セクター・プロジェクトのプレ・フィージビリティ調査作成

(5) 計画実施のための組織・財務体制整備

(6) 社会経済・環境への影響評価

(a) インセプション～インテリム・レポート

- a) 既存調査のレビュー、データ収集
- b) 開発ポテンシャル、制約の把握
- c) 開発シナリオ策定/マスタープラン(ドラフト)作成
- d) 観光開発、水産開発、港湾整備(含む石油積替)の優先セクターのプレ・フィージビリティ調査作成

(b) インテリム～ドラフト・ファイナル・レポート

- a) マスタープランで明らかになった優先セクター・プロジェクトのプレ・フィージビリティ調査作成
- b) 計画実施のための組織・財務体制整備(含む開発制約要因克服のための提言)
- c) 社会経済・環境への影響評価

2 - 3 要員計画

- (1) 総括/地域開発計画：全体総括管理、調査計画の立案、決定、諸機関との連絡・協議等、空間・土地利用計画
- (2) 経済・財務分析：経済分析、開発効果検討、アチェ特別州・サバン市・プロアチェ県の財政状況レビューと開発資金手当のめどの確認、事業の評価

- (3) 港湾開発（含む石油積替）：旅客用・貨物用港湾施設の設計
- (4) 観光開発：観光振興計画の立案
- (5) 水産開発：漁業振興計画・水産資源管理計画・水産加工振興計画の立案
- (6) 上下水道：上下水道整備計画の立案
- (7) ゴミ処理：ゴミ処理整備計画の立案
- (8) 行政組織・人材育成：行政組織強化・人材育成プログラム作成
- (9) 市場・物流分析：物流・市場分析、自由港・自由貿易区設立による物流の変化の予測
- (10) 農業開発：農業インフラ整備計画・農産加工振興計画の立案、栽培技術指導プログラム作成
- (11) 産業・工業開発：産業インフラ整備計画・中小企業振興計画の作成
- (12) 環境・社会開発：環境影響評価、社会影響評価
- (13) 地図作成：対象地域の地図作成（1万分の1）、  
プレ・フィージビリティ調査対象地区の地図作成（5,000分の1）
- (14) 安全管理：地域の治安状況把握・分析、団員の安全確保

## 2 - 4 本件調査の今後の進め方及び留意点

### (1) 治安への配慮

2000年7月現在、サバン地区及びバンダアチェ市は危険度2であるが、現地踏査の段階では住民生活も平穏であった。アチェ特別州内でもサバン地区はスマトラ島から離れており特に安全であるとのこと、サバン市内は2000年7月の調査時点では夜でも全く問題ないように思われた。しかしながら、バンダアチェ在住の日本人研究者の西芳実氏によれば、GAM（自由アチェ運動）の活動は、政府の実施することには基本的にはすべて反対する立場である。また、サバン以外のアチェ特別州の人々も、サバンの開発については現時点では歓迎していると思われるが、調査が本格的に始まり、サバンだけが利益を享受する形になると、GAMや住民の不満は逆に高まる可能性もあることから、治安状況については、十分注意を払う必要がある旨示唆があった。本格調査の実施にあたっては、治安情報の担当者を調査団に参画させるなどの配慮が不可欠である。

### (2) 経済開発の必要条件の明確化

地元アチェ州での経済開発への期待は大変大きく、またインドネシア政府もアチェ州独立運動沈静化のためのテコ入れを必要とするなどこの経済開発の政治的必要性は極めて高い。しかしながら、サバン地区は他のインドネシアの地域と比較して必ずしも大きな優位性があるわけではない。したがって、この地区の経済開発が実施可能となるためには、例えば次項のような

中央政府による支援が必要不可欠となる。

1) 中央政府による財政的支援：補助金、地方交付金の増額

2) 政策的支援：自由港/自由貿易区の指定、優遇税制

この開発調査においては、まず、中央政府による支援としてあり得る政策を列挙し、上記を含めそれらの支援策がどの程度必要であるか、及びどの程度の効果が期待できるかを明らかにする必要がある。

たとえ開発調査において開発ポテンシャルに乏しく制約条件も多いことが判明したとしても、経済開発についてインフィージブルと提言するのではなく、むしろ、開発の制約条件を明らかにして、それを克服するためにどれほどの中央政府からの支援が必要かを明らかにすることが重要である。

### (3) 地域開発計画の長期目標と短中期目標の明確化と性格の違い

サバン地域はマラッカ海峡に面し、マレーシア、タイ、シンガポール及び南アジア諸国などにも近い。インドネシア国の西の玄関口というその戦略的位置と、近々予定されている自由貿易地域の指定を生かした地域開発への地元の期待は非常に大きい。しかしその一方で、サバン地域は離島であり、社会経済インフラの整備水準も新たな大規模開発を受け入れるレベルには達していない現実があり、開発に対する制約条件も多い。

短中期目標は、サバン地域における現在の社会経済状況の着実な向上をめざすものにすべきであり、一方自由貿易地域の利点を最大限生かした長期目標は、短中期目標の延長線上にそのまま位置づけることは難しいのが現実である。

長期目標の設定には、複数の条件設定に基づくシナリオ分析を十分に行うことが必要である。つまり、現在のトレンドの延長線上ではなく、自由貿易地域に指定されることによりもたらされる状況の変化は何か、サバン地域の開発ポテンシャルを確実に増幅する社会的・経済的インパクトは何か、すなわち、周辺国、国内の他地域に対し新たに獲得する比較優位の条件は何か、的確に分析する必要がある。

必ずしも十分に根拠のない楽観的な長期目標の設定は、当然のことながら避けねばならないが、一方でインドネシア政府、地元自治体、住民の開発期待に応えることも求められる。したがって、例えば 強気シナリオ、 中立シナリオ、 弱気シナリオ等のような条件設定を行い、各シナリオ達成のためのコスト、便益をはじめ、達成条件（制約条件）を具体的に示し、短中期目標の達成後、どの長期開発シナリオを選択するのか、関係者間の合意形成を計ることが重要と考えられる。特に石油積替えターミナル構想は十分にその可能性と制約条件を検証することが必要である。

#### (4) 自由港/自由貿易区の効果の評価

2000年1月にワヒッド大統領がサバン市を訪問した際に、地域経済のテコ入れするためサバン地域総合経済開発区を自由港/自由貿易区に指定することを約束した。このため、地元では自由港/自由貿易区に対する期待は大きい。しかしながら、その経済的効果は不明であるところ、その効果について下記の項目等の検証が必要である。

##### 1) バタム島、ビンタン島の事例レビュー

インドネシアにおける「自由港/自由貿易区」型開発の有効性、バタム島、ビンタン島との比較検討を行い、自由港/自由貿易区のサバン地区における効果を検討する。

##### 2) 1985年にサバンの自由港/自由貿易区廃止とそれに伴う、物流拠点のメダンへの移転

現在は、アチェ州は物流においてメダンほどの程度依存しているかを明らかにする。サバンの自由港/自由貿易区再指定に伴う物流の変化を予測する必要がある。

##### 3) サバンには大型船が入港できるような港湾施設もなければ、貨物を収納する倉庫等もない。また、港湾に付随する地上設備を建設可能な平地もない。こうした制約条件下での開発・発展可能な範囲を明らかにする（例えば、当面の開発目標はマラッカ海峡周辺の小規模物流等）。

また、サバン市関係者によれば「自由貿易地域」の指定が今年（2000年）9月にも承認されるとのことであるが、その一方で、承認前の現時点では、その具体的な定義、付与される権限、機能などがまだはっきりしない。その具体的な内容を早急に把握することが必要である。また、サバン市関係者は「自由貿易港」（Free Port）という用語を用いているが、運輸省海運総局関係者は、その用語に疑問を呈するなど、インドネシア側関係者間にも統一した定義が共有されていない。KAPETサバンに対し統一した用語とその定義を早急に確認する必要がある。

#### (5) 民間投資の呼び水効果としての期待

居住地域開発省高官によると、原油積替基地（韓国）や漁業基地構想（台湾）等民間会社による事業計画もあるとのことであるが、実際に事業として実施されているのはこれまでのところほとんどない。日系企業によるリゾートホテル建設（土地購入契約済、これから建設が開始される見込み）が唯一である。マスタープランを策定することにより、今後の経済開発・投資の呼び水となることが期待されていることに留意し、インドネシア内外の民間企業にヒアリング調査等を通じて、民間投資の期待度を慎重に確認したうえで、民間投資見込みを十分に検討する必要がある。

#### (6) 地方分権の動きとKAPETサバン機能強化の動向

1999年4月に制定された地方行政法（1999年法律第22号）、中央地方財政均衡法（1999年法律第25号）による各種開発計画の実施体制、財務計画への影響を十分検討する必要がある。一般的に地方政府の行政権限が強化されることになるが、従来の中央政府主導の行政に慣れ親しんでいた中央、地方公務員ともに意識変革が進まず、また地方政府の行政能力不足等があいまって必ずしも円滑に権限委譲が進む状況にない。移行期間中は、行政機関改編も頻繁に行われるなど、業務範囲や権限が曖昧になったり、互いの権限調整に手間取ることも十分予想される。

特にKAPETサバンは現在調整機能のみを果たしているが、移行期間特有の流動的な状況の中で、今後権限が強化され、開発プロジェクトの許認可権を持つことになる。それを踏まえて、KAPETの組織強化、能力向上をどのように向上させていくのか、また具体的な開発プロジェクトの実施、管理運営体制はどうあるべきか慎重に検討する必要がある。

#### (7) スマトラ本島地域との経済的連携強化の必要性

サバン地域は離島地域であり、その開発計画の策定には対象地域外の本島地域の動向と十分に整合性のとれた広域的視点（人流、物流、産業連関等）が欠かせない。地域振興のためにスマトラ本島のアチェ州他地域との経済的連携が不可欠であり、特にバンダアチェ市開発計画との連携及び整合性を図った開発計画の策定が重要となる。

バンダアチェ市では既に新フェリー・ターミナル港の建設が進められており、さらにはサバン地域における将来の人口増の受け皿となる住宅開発用地の確保もなされている。

それ以外にも、サバン地域のアグロ・インダストリー（食品加工業、ラタン、マホガニーを利用した木材・木工製品製造業等）の原材料供給地としての本島他地域の可能性・流通コスト等も含めた採算性の検討、またアチェ州内における物流拠点としてのサバン港の可能性、制約条件などを、十分に検討する必要がある。

#### (8) 石油積替基地建設計画及びマラッカ海峡通行タンカーを巡る国際的動きの確認

マラッカ海峡にかかわる3か国（インドネシア、マレーシア、シンガポール）との間で2010年までに10万トン以上のタンカーの海峡通行制限に向けた動きがあるとサバン市関係者の指摘があった。また、タイ南部のクラ地峡運河の建設を想定したプロジェクト・アイデアを地元関係者が述べているが、何れも根拠がはっきりしない。長期開発シナリオの検討を進める前に、これらに関する正確かつ具体的な情報の収集と確認が求められる。

常識的には、石油積替基地建設はフィージビリティの低い計画だと思われるが、インドネシア政府の政策的なプロジェクトであることを配慮して、総合開発計画の初期段階から実現を考

える必要はないものの、関連情報（政治的背景に関するものも含む）を詳細に検討し、実現にあたり必要な解決すべき問題点を明確にする必要がある。

UAE、韓国その他のプロジェクト参加に興味を示す国・企業の動向をよく把握し、インドネシア側の対応に合わせた調査に留意すること。この意味合いからも、しかるべきローカル・コンサルタント（バンドン工科大学等）の起用が望ましい。

#### (9) 既存開発調査の活用

これまで政府各機関により部分的散発的に開発調査が行われてきた模様であるが、それぞれの開発調査はばらばらに行われてきた。最近では、KAPETサバンの委託でシャクワラ大学（バンダアチェ市）及びバンドン工科大学によるマスタープラン（2000年4月完了）、また大蔵省委託によるインドネシア大学経済研究所（ジャカルタ）の調査（2000年9月完了予定）がある。これら既往調査の活用により包括的な開発計画を策定するべきである。

#### (10) ローカル・コンサルタントとの連携・活用

サバン地域開発に関して調査研究実績を持つローカル機関として、KAPETサバンの委託でマスタープラン策定を担当したシャクワラ大学（バンダアチェ市）、バンドン工科大学、また大蔵省委託調査を実施中のインドネシア大学経済研究所（ジャカルタ）があげられる。これら機関の実施した調査は、前者は今年（2000年）4月完了、後者も9月完了予定と新しい。特に、現状分析の部分は活用を積極的に図るべきであり、ローカル・コンサルタントとして彼らを再委託先として活用することが望ましい。また、ワークショップ等への参加依頼も考慮すべきであろう。

#### (11) 地場産業の育成

地元小規模産業のボトムアップに重点がおかれるべきで、アチェ州知事も外部資本の導入を図る時は地元勢の実質的な参加（すなわち資本、労働力、技術の連携）が条件となるべきと発言している。域内の社会経済の空洞化あるいは植民地化をもたらすおそれがある外部資本100%による地域開発を避け、地道ではあっても地場産業の育成を通じて長期的な地域開発を探るべきと考えられる。

例えば水産分野では、沖合漁業開発を目的として他州の漁船の導入を図るために、地元には存在しない大型漁船用の水揚補給施設を備えた漁業基地を整備しても、地元の漁船勢力に益するところは直接間接になく、また将来漁況の変化などで他州船が引き揚げるような事態になった際に、地元に蓄積するところが何も残らないようでは困るとする考えと思われる。本格調査を進めるにあたっては、このような地元小規模産業の育成を重視するべきと考える。

地場でフィージブルな小規模・零細工業を地道に拾い上げて調査することが重要である。対象業種としては、魚の干物加工・氷蔵・冷凍貯蔵、果物の菓子加工・ドライフルーツ、木工品加工等が考えられる。あくまでも現在の自然・社会環境の急変を避け、住民参加型の地道な開発が望ましい。

#### (12) Civil Society、NGOとの連携

この開発調査において、下記の理由によりCivil Society、NGOとの連携が必要である。

- 1) Civil Society、NGOが開発計画づくりに参画することにより、開発プロセスの透明性がより確保できる。
- 2) 住民参加により地域住民の開発プロジェクトのオーナーシップを高めることにより、開発プロジェクトの持続的発展をより確保できる。
- 3) 住民参加により経済開発の利益が一部の利益集団に独占されることなく、地域住民へより幅広くより確実に配分することができる。

住民組織、NGOとの連携について、サバン市関係者と意見交換をした結果、漁民や農民等がつくる古くからの住民組織との連携が最も効果的との指摘を得た。

NGOはいくつか活動しているが、サバンでは伝統的住民組織が強く、住民生活にかかわる事柄の決定では主導的役割を果たしているとのことである。したがって、住民に直接かかわる開発課題・プロジェクトはその組織を通して進めるのが最も効果的であり、逆に住民生活にかかわる事柄は何事もこれらの組織をとおさないとうまくいかないのが現実である。

代表的な住民組織は漁民組織とプランテーション農民組織の2種類がある。各コミュニティごとに選挙でリーダーを選び、そのリーダーの下に漁業活動、農業活動を行っている。漁民リーダーはPanglima Laut（パングリマ・ラウト：海の将軍という意味）、農民リーダーはKejrunng Blang（クジュルン・ブラン）と呼ばれ、サバンには前者が8名、後者は44名いる。なお、イスラム寺院の宗教リーダー（Imam）も住民に対し大きな影響力を持っている。

以上のリーダー及び住民組織と連携を図ることが大切であり、特に漁業関係はパングリマ・ラウトをとおさないと何も動かないとのことである。

ワークショップ、フィールド調査等の機会をとおしてこれら組織との連携を図ることが求められる。

#### (13) マスタープラン策定のための地図作成

地形図は、縮尺5万分の1のものが現在あるが、それ以下の詳細地形図は5万分の1を拡大したもので精度は5万分の1のままである。インドネシア側から提出されたイコノス衛星の写真を用いた地図作成のプロポーザルによれば、航空写真を用いる場合に比べ、約1/10の費用で

縮尺5,000分の1の地形図、土地利用現況図等の作成が可能であるが、水平方向の誤差±1m、垂直方向の誤差±15mという制約がある。

マスタープラン策定には縮尺1万分の1までの地形図があれば十分であり、水平方向の誤差のみならず垂直方向の誤差も作業には支障ないと考えられるが、傾斜地を利用するなんらかのプロジェクトのプレ・フィージビリティ調査を実施する場合は、無視できない誤差となることが予想される。

## 2 - 5 サバン総合地域開発調査に関連した今後のJICAの協力の方向性

### (1) 基本的な考え方

今回の調査で明らかになったのは、アチェ特別州の独立運動に対するインドネシア政府の危機感の大きさと、アチェ州、サバン市民の本件協力に対する期待の大きさである。インドネシア政府は、政府が同州の開発に重大な関心を寄せていることを明示する一環として、アチェ州に対するJICAによる目に見える形での早急な協力を強く望んでおり、また市議会議員や現地政府関係者の意見交換会から、日本に対して調査のみにとどまらない包括的な支援を望む声が多数聞かれた。

これらの要望に応えるためにも、本開発調査においては、総合地域開発のマスタープラン作成のとどまらず、目に見える形での即効性のある支援を行うことが肝要である。具体的には、緊急性の高い小規模案件をパイロット・プロジェクトとして開発調査の枠内で実施するほか、現地のニーズに応じて本邦研修、現地国内研修、専門家派遣、開発福祉支援等のスキームを柔軟に投入しながら協力を実施していく必要があると考える。これらの協力ニーズの特定にあたっては、開発調査担当コンサルタントに加えて、JICA事務所が中心となり、関係専門家の協力を得ていくことが必要であろう。

### (2) KAPETの能力強化

本開発調査の実質的なカウンターパートであるKAPETサバン（サバン総合経済開発地区事務所）は、マスタープランの策定及びサバン地区開発の実施にあたって、中核的な役割を果たすことになる。KAPETサバンの組織強化及び計画立案・調整能力の向上が必須であるところ、サバンにとどまらず、全国に13箇所指定されているKAPETの能力強化の一環として、専門家派遣、現地国内研修、国別特設研修等の実施により、能力向上を図っていく必要がある。全13箇所のKAPET職員を横断的にターゲットとした研修コースの設立も検討に値しよう。

### (3) アチェ本島に対する協力への配慮

インドネシア国における一体性のある開発の促進という観点から、今後アチェ本島の開発へ

の協力要請が高まる可能性は極めて高い。インドネシア政府とGAM（自由アチェ運動）との停戦合意に基づき、UNDPを中心に人道支援を中心とした国際支援も今後進むものと思われる。JICAとしては、人員の派遣を伴う協力は治安状況を十分見極める必要はあるものの、比較的治安の安定しているバンダアチェを中心として、IDP（域内避難民）へのリハビリ支援を含め、アチェ本島への協力も念頭におく必要がある。



# 資料編



# 第1章 インドネシアにおける開発行政体制と地域開発計画

## 1 - 1 政治・行政

### (1) 中央集権から地方分権への転換

インドネシアの国土は、その東西の長さが米国のそれを上回るほどに広大に展開し、大きな地域的多様性を示す島嶼国であると同時に、多様な民族によって構成される多民族国家でもある。

一方、32年間にわたったスハルト政権（1956年～1998年5月）は、大統領を頂点とする権威主義的な中央集権体制、すなわち「開発独裁型」の政治体制を構築して、「2020年には先進国の仲間入りを」をスローガンとして経済成長を追求してきた。中央で策定された画一的な政策の実施を通して国の開発と統一を維持しようとしてきたのであったが、地域の多様性を無視した中央集権体制による画一的な政策の適用は、地方政府の独自性を抑えて行政能力の向上を妨げるとともに地方の不満を蓄積する結果になった。国民の不満は最終的には暴動となって表れ、与党（ゴルカル）自身の手によるスハルト退陣を導いたが、このような国民・地方の不満は、ポスト・スハルトとして登場したハビビ政権（1998年5月～1999年10月）の改革・民主化の流れの中で、地方に対するより大きな利益の配分、権限の配分を求める声として湧き上がっていった。

かくして、インドネシア国の地方分権化は、ハビビ政権が自らの政権の正統性を確保するために打ち出した改革・民主化政策の流れの中からでてきており、これまでの権威主義的で中央集権的な政治・行政制度から、より民主的で地域の発意と多様性に対応できるようなボトムアップの分権的な制度へと大きな転換を図ろうとするものであるが、その真髄は、政治的・社会的な環境の大きな変化の潮流の中で、インドネシアが単一国家としての統一性を保持していくための究極的な政策選択であるとみることができる。

地方分権化は、典型的には分離独立の動きへの対応という意味合いを持ち合わせており、1999年8月、東ティモールの分離独立を問う住民投票の結果を受けて、国民協議会で東ティモールの分離独立が承認されたのを契機として、アチェ特別州やイリアンジャヤでも独立運動の動きが続いており、マルク州での騒擾、南スラウェシ州での学生デモなど地方における不安定な状況が展開している。さらに、分離独立を必ずしも志向しない経済権益配分の再構築というレベルでも、東カリマンタン州やリアウ州など天然資源を有する地方がより多くの利益の配分や自治の要求を行っている。ハビビ政権を継承したワヒッド政権（1999年10月～現在）においても、地方自治担当国務大臣を新設するなど地方分権化の実施を促進する政策を強調しており、地方分権化は国家の分裂を回避し統一を維持していくうえでの最重要な政策課題となっている。

ハビビ政権の改革の中で、これまでの中央 - 地方の関係を大きく変えるインドネシア国の地方分権化の道筋を示す 2 つの重要な法律が制定されている。1999年 5 月に成立した地方行政法（1999年法律第22号）と中央地方財政均衡法（1999年法律第25号）である。

#### 1 ) 地方行政法（1999年法律22号）

##### スハルト政権下の地方行政

中央集権制を最大の特徴としており、住民の直接選挙で選出される末端の村長を例外とすれば、大統領が州知事を任命し、内務大臣が県知事・市長を任命するものであった。（1974年の地方行政基本法第 5 号がベース）このため、地方行政は二重性を呈していた。つまり、州（第 1 級自治体）と県（第 2 級自治体）に自治権が認められていたとはいえ、地方政府の首長は、同時に、行政区における中央政府の代表という二重の役割を發揮する形になっており、真の意味での独立的存在ではなかった。さらに、中央行政機能の「地方分散」とう機能が並存しており、セクター別の中央省庁は州や県に出先機関を持っていて、そこが中央政府の予算を行使して地方での行政サービスを提供する形になっていた。行政システムと予算の両面で中央の意向が強く發揮される体制にあった、といえる。

##### 新しい地方行政

中央集権型であったスハルト政権下の地方行政システムに対して、1999年から施行の新しい地方行政法は大幅な地方分権化を前面に打ち出している。具体的には、州政府への中央政府の機能の分散、県・市を中心にした地方の完全自治化、行政と議会のチェックアンドバランスの導入、参加型村落行政の強化、などがその主たる柱となっている。

#### (a) 限定される中央政府機能

(ア) 従来、ほとんどすべての機能を集約していた中央政府は、基本的にマクロ政策・戦略づくりに限定されることとなった。この限定化された機能としては、外交/国防・治安/司法/金融・財政/マクロレベルの国家計画/開発管理の政策/財政的均衡資金/国家機構・国家経済組織/人的資源の開発/天然資源の利用/戦略的・高度技術/環境保全/標準化に関する政策/宗教、があげられる。

#### (b) 中央政府機能の地方政府への移管

(ア) 上記以外のすべての機能が地方政府に移管されることとなる。中央各省庁が持っている地方事務所の機能も地方政府に統合されるが、このうち、州政府は中央省庁の出先事務所の機能を中央に代わって果たしていくことになる。県・市レベルには中央政府の出先の機能はなくなるが、中央政府の機構改革とダウンサイジングにより、公務員の州政府、県・市政府レベルへの配置転換が予定されており、中央政府と地方政府

の人員比率は1 : 3.5となることが想定されている<sup>1</sup>。

(イ) 州政府

完全な自治権ではなく限定的な自治権が与えられる。限定的という意味は、既存の制度が維持される点（州議会により複数の州知事候補者が選出され、大統領によって任命される。州知事は自治体の長であるとともに中央政府の代表の機能も併せ持つ。）及び、州政府の自治の権限が県や市をまたぐ広域行政に関してのみ認められる点を指している。他方、機能的に強化される点としては、県・市政府に対する州による監督・モニタリング機能/中央政府の業務が州政府に委任されることに伴う組織面の変更である。（中央省庁の出先機能（Kanwil）は州政府の業務局（ディナス：Dinas）に統合され州政府の一部となり、中央政府の部門別の技術支援・調整・菅野機能を州が果たすことになる。）

(ウ) 県（Kabupaten）と市（Kotamadya）

県と市には完全な自治権が与えられ、県・市政府は財政や開発計画の作成、人事管理や組織制度に関して従来より大きな権限を持つようになり、自らのイニシアティブを強く発揮して地域開発・自治体経営を行っていく環境が整えられる。

(I) 村落

従来から村長は住民の直接選挙により選ばれてきたが、今後は前述の行政と議会のチェックアンドバランスの導入により、村落議会（Village Council）も住民によって選出され、村長の活動を監視することになる。村落の開発計画を行ってきたLKMD（村落保全委員会）も廃止され、地域の多様性に合わせて、村落が独自に参加型の開発計画のフォーラムを設けたり、村落議会にその機能をゆだねたりすることができるようになる。新しい地方行政法は村落政府のあり方をより柔軟にし、地域に持つ多様性に対応する形になっている。

前記の諸点からも知れるように、地方行政の独立性の確保とともに、これに応じた行政と議会のチェックアンドバランス機能が導入されている点は注目される。（従来は、形式的な役割しか果たしてこなかった地方議会の権限を強化して行政に対するチェック機能を持たせるようにしている。県知事及び市長は県議会及び市議会によってそれぞれ選出され、州政府あるいは中央政府からの干渉がなくなる。県知事及び市長は議会に対

---

1 BKN（National Civil Service Agency：国家人事院）によると現在、公務員数は全体で398万7,527人、中央政府所属の公務員数が350万8,633人、地方政府所属の公務員数が47万8,894人となっているが、1999年法律第22号地方行政法の実施により中央政府所属の公務員262万1,574人が地方政府所属の公務員となり、中央政府所属の公務員数は88万7,059人、地方政府所属の公務員は310万0,468人となる予定である。

して責任を負うこととなり、年度末に責任演説を行い議会の承認を得ることが必要になる。議会が責任演説を拒否すると県知事・市長は再度演説を行う機会が与えられるが、議会が二度とも拒否した場合、県議会は県知事の罷免を大統領に提案する権限を与えている（地方行政法第46条）。

行政の分権化をめぐるいくつかの課題

(a) 機能配分の明確化の必要性

- ・地方行政法は、具体的・個別的に、どのような機能が中央政府・州政府・県・市政府レベルに配分されるのかに関しては、必ずしも明確に規定していない。このため、目下、各レベルでの役割分担を特定するための政府規則の作成が進められている。（例えば、中央政府と州政府の機能に関しては、政府規則（PP25/2000）が2000年5月に大統領承認を受け、関係省庁・地方政策に対する説明・普及がなされた段階にある。）この他にも、以下のような事項も考えられる。

\* 県と市に対する中央政府の支援・促進機能

- ・地方分権化において県と市レベルに大きな自治権が認められるようになるが、こうした場合に、中央政府の政策を地方政府の政策に反映するインセンティブを含めたメカニズム、県・市が提供する公共サービスの質の維持・管理に対する支援・指導メカニズム、などの確立が必要となる。（一例としては、後述する用途を限定した特別交付金等を地方政府を通して提供することで、特に保健・医療や教育などの社会サービスを下支えするなど。）

\* 州政府と県・市政府

- ・州政府と県・市政府との関係が垂直的なものではなく水平的な関係になる中で、広域行政調整とモニタリング機能面での自治権を付与される州政府が今後どのような具体的機能を担っていくか。中央政府の各セクター省庁の出先機関機能が州政府に移管されるなか、州政府が県・市政府の活動にどの程度関与していくのか。適切なメカニズムの確立が必要である。

(b) 中央（特に出先機関）人員の地方政府への円滑な転換の必要性

公務員の所属先の変更に関しては中央省庁と地方政府でのポストのレベルの違いなど対面、生活レベルの違いを考慮して中央からの移動や地方政府による受入れに関して何らかのインセンティブを与えていくことも必要となろう。

---

[参考] 地方自治体（Daerah Otonom）は、第1級自治体（Daerah Tingkat I: DATI. I）としての24州と首都（ジャカルタ）及び2特別区（アチェ及びジョグジャカルタ）と、第2級自治体（Daerah Tingkat II: DATI. II）としての県及び市、という2段階から成り立っている。これ以下のレベルでは、群、村落、コミュニティそして隣組が存在する（添付の表 - 1 参照）。

## 2) 中央地方財政均衡法 (1999年法律第25号)

端的にいえば、天然資源からの収入を地方政府により多く配分し、中央政府からのより多くの財政移転を通じた諸地方政府の歳入・歳出強化/バランス化をどのように実現していくか、を主眼とする法律である。

### 従来の地方政府財源

財源の構成は、自己収入/地方自治補助金 (SDO) /開発補助金 (各種の大統領補助金) 等。基本的に自己収入の割合が少なく、使途が限定された補助財源が大半で、地方政府が自由に使える予算の割合が少ないものであった (使途が限定されない例外的な財源としては、州開発資金/県開発資金/村落開発資金など特定のブロック・グラントがあった)。

自己財源の低さから地方政府が独自の事業を展開する余地は少なく、大半は行政メカニズムを通して中央政府の政策を反映した形で実施されていた。ちなみに、1995~96年度の地方政府の自己収入を見ると、州レベルで34.1%、県・市レベルでは13.7%と低く、歳入の多くをインプレスなどの中央政府からの補助金と経常予算の交付金などに依存していた。同年における州政府の自己収入の平均は25.4%であった。

(注: 自己収入の比率が高いジャカルタ特別州 (61.6%) を除いて計算した数値。)

### 中央地方財政均衡法の下での地方財源

地方政府の財源は自己収入/ (収入分与分としての) 均衡資金/借款/その他の収入で構成され、主要な財源は以下のものである。

\* 均衡資金: 天然資源からの歳入分与の地方政府分配分/使途の限定されない一般交付金 (Dana Allocasi Umum: DAU) /使途の限定された特別交付金 (Dana Allocasi Khusus: DAK) から構成される。

#### (a) 土地建物税・土地建物移転税

土地建物税 (PBB) は10%が中央政府に配分され90%が地方政府に配分される。他方、土地建物移転税 (BPHTB) は20%が中央政府に配分され80%が地方政府に配分される。また、中央政府に配分された土地建物税及び土地建物移転税はすべての県・市に配分される。

#### (b) 天然資源からの収入

特に石油・ガス収入からの歳入分与が拡大し、中央政府による資源の収奪に不満を抱いて分離独立の動きを見せてきたアチェ特別州やリアウ州、イリアンジャヤ州などの天然資源の産出州に対する要求に配慮している。しかし、天然資源からの収入は資源の賦存状況によって異なり、地方政府間での自己収入の格差が発生することが予想される。この地方政府間の格差を埋めて地方財政の均衡を図るのが一般交付金と特別交付金による中央政府からの財政移転である (次頁の表を参照)。

(c) 用途の限定されない一般交付金

国家歳入の最低25%を充当するとされるが、その配分構成は、州に2.50%、県・市に22.5%である。この割合からも分かるように、県・市に大きな配分の重点がかけられている。諸地方政府の歳入のニーズと経済的潜在性（財政能力）を考慮してそれらの間に均衡を確保するように配分するとされるが、その配分の算出式は目下、大蔵省により検討中である。算出式の検討にあたっては、地方のニーズに関しては、人口/面積/地理的条件/所得水準の4項目、地方の経済的潜在性に関しては、産業・天然資源の潜在性/人的資源の潜在性/地域GDPの3項目、すなわち合計7つの変数がウェイト付けに用いられるとされる。一般交付金は、政府規則として、遅くとも2000年9月までには制定される予定と伝えられている。

(d) 用途が特定される特別交付金

地方政府の状況に合わせてインフラストラクチャーや教育、保健サービスの平準化、環境、貧困、後進地域開発などに関する基準を考慮して地方政府に配分される予定であるが、その算出式も検討中である。特別交付金は保健や教育、ソーシャルセーフティネットなどの公共サービスの提供において全国的に最低限の水準を維持していくため地方政府に配分されることになる。原資としては植林基金の40%と国内歳入が当てられることになる。

参考：天然資源からの収入の配分（%）

税の種類	以前		中央地方財政均衡法の実施後				
	中央	地方	中央	州	生産県	周辺県	全県
石油	100		85	3	6	6	
ガス	100		70	6	12	12	
非石油・ガス鉱業：地代	20	80	20	16	64		
非石油・ガス鉱業：権益	20	80	20	16	32	32	
漁業	100		20				80
林業：地代	30	70	20	16	64		
林業：土地利用料	55	45	20	16	32	32	
植林基金*	100		60		40		

\* 植林基金の40%は特別交付金として生産県に配分される。

出所：Sahara Lumbar Gaol, "Natural Resource Revenue Sharing, paper presented at the IMF/World

Bank/LPEM-FEUI Seminar on "Indonesia: Decentralization Sequencing Agenda", March20-21, 2000

財政面に関するいくつかの課題

- (a) 地方分権化が進行するにつれ、地方政府の歳入財源規模に大きな格差（とりわけ天然資源からの収入分与分の大きさ、あるいは有無からくる）が発生すると考えられる。

この格差は、中央政府からの財政移転である均衡資金（一般交付金及び特別交付金）の配分を調整することである程度是正され、各地方政府が提供する公共サービスの水準の維持と平準化を行っていくことになる。しかし、均衡資金の配分は政治的にセンシティブな面があると想定されるため、現在、大蔵省で作成されている均衡資金の配分に関する計算式の客観性・妥当性・透明性をいかに確保できるかが課題である。

（他方、天然資源の種類に応じて、前記の表（参考）に示されているように、中央、州、県（生産県、周辺県、全県）の取り分が相違することになっている。石油とガスは、比率は低下するものの、中央重点型で、残余は生産県を中心とする地方重点型である。）

(b) この天然資源分与分の配分比率をめぐって更なる軋轢・確執が生じる可能性が否定できない。生産側はより高い配分比率を求めてくるであろうし、それに伴い、天然資源に恵まれない地方政府は中央政府からの一層の財政移転（一般交付金・特別交付金）を求めることが予想される。これは中央政府の財源の弱体化につながるわけで、そうした状況が生じる場合、中央政府の歳入源をどのように確保、維持するかが重大な課題になってくるであろう。国家の重要な任務であるマクロ経済の安定維持に必要な中央政府の財源を維持しつつも、地方分権化過程の中で地方政府への財源移転額を管理していくという、困難な課題に直面することになる。

(c) 上記と関連して、地方政府（とりわけ天然資源に恵まれない地方政府）の自己財源を強化する方策が検討されねばならない。地方分権化の下、地方政府が主体的に開発計画の立案、予算編成を行い、独自のイニシアティブによる開発政策を推進するためには、絶対必要なものである。これについては、インドネシア政府は、地方税法（1997年法律18号）の改正を検討しており、地方政府により大きな課税ベース、課税範囲、権限を与えて地方政府の自己収入の増大を図っていくことを検討している。

(d) 地方分権化が実務レベルで円滑に展開するためには、資金（予算）の移動のみならず、人員とモノ（施設・機材）の移動が並行的には行われねばならない。（過去にこれを裏づける1つの事例がある。1994年に地方分権化のパイロット・プロジェクトが実施され、ジャカルタ特別市を除く26州の各1県で中央省庁の出先機関を県のディナス（業務局）に統合する試みがなされたことがあった。しかし、人員の移動に対応する形でモノ・資金の移動が十分に行われなかったことから、統合作業は円滑に展開しなかった。）

## (2) 地方分権化とキャパシティ・ビルディング

地方分権化の受け皿となる地方政府が主体的な役割を果たすことができるように、地方政府

の能力を向上する、キャパシティ・ビルディングが大きな課題となる。地方政府はこれまでの中央集権的な体制のもとで中央が決めた政策を中央のガイドラインに従って実施するだけでよかったため、自らのイニシアティブに基づいて開発政策や事業の計画立案、実施を主体的に行っていく経験を蓄積して能力を向上させていくことができなかった。

地方政府のキャパシティ・ビルディングは、次の3つのレベルで考えることができる。個人レベル（地方公務員の人的資源の向上）、組織のレベル（地方政府の組織としての情報収集・分析・管理、調整に関する能力向上）、そして、制度・システムのレベル（地方政府に関する制度・システムの改善を通じた能力向上）、である。

#### 1) 個人のレベル（地方公務員の人的資源開発）

地方分権化の実施において、地方政府による実施能力に懸念が示されている理由の背景として地方公務員の能力が十分でないという認識が多くの人によって指摘されている。人的資源の質としては中央政府レベルに比較すると教育レベルや経験が低い点が指摘されている。また、州政府職員と県・市政府職員の間でも、これまで優秀な人材は州レベルに移動する例が多く見られた。さらに地方政府の業務は中央政府の定めた政策をガイドラインに従って実施することが多かったため、地方公務員の能力の向上が十分図られる余地は少なく、地方公務員は中央に対して責任を持つという意識が強く、住民に対して高圧的な態度を示してしまう上意下達の中央集権的な意識と官僚文化に浸っていた。民主化及び改革の促進によって地方公務員の中にも地域住民のニーズをくみ上げて地域のイニシアティブに基づいた行政を行っていく機運が生まれつつあるが、地方公務員の意識の変化、モラルの変化、動機づけの変化を更に促進していくことが必要である。

このように能力向上が必要とされる地方公務員の人材育成に関しては、第1に中央並びに州による研修のシステムを再構築していくことが求められる。職員の研修に関しては独自の研修システムを維持できる県・市政府は少なく、引き続き中央政府、州政府の支援を受けて人材育成を行っていくことが必要となる。その中で、これまでは公務員としての昇進に必要な構造的な研修（Structural Training）や、中央政府の政策を実施するために必要なガイドラインや技術的なことに関する機能研修（Functional Training）を実施するというトップダウンの研修から、県・市政府が必要とする機能を強化するための人材育成、研修というボトムアップのニーズに基づいた実務的な機能研修の実施が必要になる。そのためには県・市政府が必要となる研修ニーズを自ら把握し、州政府や地方の大学、NGOなどのリソースを活用して人材育成を行っていくニーズベースの研修制度をどのように整備していくかが今後の課題となろう。

#### 2) 組織のレベル

地方政府のキャパシティ・ビルディングのためには地方公務員の個人レベルの能力向上と

ともに、地方政府としての組織的な能力の向上が求められる。

特に、地方分権化の実施によって地方政府の自主的な予算編成の権限が拡大することになり、地方政府は公共サービス提供に適切な予算措置を行っていくことが求められる。したがって、地方政府は事業のプライオリティー付けを適切に行うことが求められ、インフラなどの公共事業と社会開発の予算に関する適切なバランスをとっていくような開発政策の形成、地方政府予算の作成ができるような計画立案調整能力を向上させていくことが必要である。そのためには、これまで全国画一的に決められていた地方政府の組織構造を見直し、地域の事情に合わせて組織構造を変更していくことも必要である。

地域の住民の意見、ニーズを地方行政に反映していくためには、住民ニーズを把握してくみ上げる仕組みを整えることが必要であり、地方政府は住民組織やNGO、民間セクター、大学など地域の様々なアクター（あるいはステークホルダー）と水平的な連携、協力関係を構築していくことが求められる。一方、村落行政レベルでは村落住民レベルにおけるキャパシティ・ビルディングも必要となっている。村落における開発フォーラムを形成し住民参加型で村落開発の計画立案と実施を担っていくことが期待されている。このような住民のキャパシティ・ビルディングのために地方政府が住民組織、NGO、民間団体、大学などの関係するアクターと協力して支援あるいはファシリテーションを行っていくことが必要である。

### 3) 制度・システムのレベル

地方分権化において地方政府が主体的に開発計画の立案、予算編成を行っていくためには、これまでの計画立案プロセスの見直しが必要である。

予算編成の仕組みも従来型のトップダウンとボトムアップの性格を備えた開発計画立案システム（P5D）から地方政府の主体性をより発揮できるシステムに変更することが必要である。計画立案システムは中央政府が国家開発計画（PROPENAS）を策定し、地方政府も地方開発計画（PROPEDA）を策定して開発計画の立案実施を行う形に変更されることになるが、地方政府が主体的に開発計画の立案・実施に担っていく中で、中央政府による開発政策と地方政府の開発政策との整合性をいかに図っていくか、バランスの取れた開発計画のシステムを形成していくことが必要である。

県・市政府はそれぞれ与えられた機能を果たしていくことが求められるが、個々の地方政府がそれぞれ単独で事業の実施やサービスの提供を行っていくことが必ずしも効率的でない場合もある。したがって、第2に地方政府同士による事業実施の経験の共有や協同事業の実施など、地方政府間の連携、協力を促進していくことが必要である。この点において州政府が地域のコーディネーターとしてどのように県・市政府間の協力関係を促進していくか、新たな役割が求められることになる。

### (3) 地方分権化にかかわる我が国の援助

#### 1) 本件にかかわる従来の我が国の援助の取り組み

日本も地方分権化に関して援助の重点項目として支援を行っている。その中でもJICAは地方政府のキャパシティ・ビルディング、人材育成を中心とした支援を行っている。特に南スラウェシ州及び南スラウェシ州を含むスラウェシ4州は援助の重点地域となっており、貧困対策支援プロジェクトや地域保護プロジェクト、南スラウェシ州政府への地域開発政策アドバイザーの配置を行い、地方分権化に関してスラウェシ4州の県知事や市長の研修を実施するなど、地方政府の行政能力の向上を図る活動を実施している。これらのプロジェクトではカウンターパート機関である地方政府だけでなく、地域の大学やNGOと連携した活動の実施や研修の実施を行っている。

また今後は、プロジェクト方式技術協力による地方政府公務員の研修強化、能力向上プロジェクトを計画しており、2001年5月からの開始をめぐりプロジェクトの準備を進めている。また、内務省地方開発総局に対して、地域開発政策の強化にかかわる専門家のチーム派遣を通じた技術支援の実施を計画している。

一方、円借款では国際協力銀行（JBIC）が、地方インフラ整備プロジェクト（RADIP）を通して、住民参加型の小規模インフラ整備事業（P3DT）の支援を行っている。また、地方行政支援セクター開発計画としてADBのCLGS：SDPに約160億円の協調融資を実施する予定で、JICAの技術協力とも連携した形での事業の実施が検討されている。

#### 2) 地方分権化が日本の対インドネシア援助に及ぼす影響

援助ニーズの発掘・確認に関しては、これまでの中央省庁中心の協議だけでは不十分となり、地方政府への一層のアプローチを行うことが必要となっている。一方、地方政府は無償資金協力・技術協力に関して直接ドナーにアプローチすることができるようになるため、地方政府からの要請案件が増加することが予想される。また、地方政府からの要請案件は支援対象となる開発プロジェクトが各地域の個別・特殊ニーズに基づくことから、開発プロジェクトの規模の縮小化、特異化といった傾向も予想される。したがって、開発案件の形成においては、セクター別アプローチとともに地域別アプローチに対応していくことが求められるであろう。また、必要とされる技術レベル地域特性に合わせて多様化することが予想される。したがって、派遣専門家に求められる能力も高度で細分化された専門性の高い技術能力よりも、むしろ現場に密着したより実際的な技術、総合的な技術が求められる可能性が多くなる。

一方、中央政府をとおした協力においては中央政府の役割がマクロの政策や開発戦略の策定、地方における公共サービスの水準を維持するためのモニタリング、評価、ガイドラインの作成などが主となることから、ソフト型の政策支援を行うことが求められるようになるで

あろう。また、地方政府行政官の能力育成が急務となっていることから、技術協力に占める教育・研修の役割が増加することが予想される。

### 3) 援助の実施における留意点

地方政府からの援助要請が増加することが予想されることから、援助ニーズの確認に関しては、中央政府の開発政策と地方政府の開発政策との整合性を確認することが必要である。また、援助対象地域の選定にあたっては地域の潜在性、地方政府のコミットメント、他地域への波及効果の高さを考慮に入れるべきである。

援助の実施においては中央と地方並びに地方間の縦と横の情報ネットワークを形成することが必要である。また、政府機関だけでなく、地方の大学や、NGO、民間セクターとの連携・協力の促進とネットワークの形成を促進することが重要である。

地方分権化の実施は中央政府機関の機構改革・人員の配置転換を伴い、既存の協力案件に対しても影響が及ぶ可能性がある。これらの機構改革はビッグバン的に実施されるのではなく漸進的に実施されることが予想され、援助のカウンターパート機関の状況を絶えずモニターしカウンターパート機関の動向を十分把握しておくことが必要である。

### 4) 今後の我が国の援助の方向性

#### 地方における援助ニーズの発掘と地域アプローチ

地方分権化の流れの中で、今後、各地方政府の権限強化が図られることから、援助ニーズ発掘の拠点を中央から地方へ移行していくことが必要である。そのためには拠点となる地方政府の開発企画部に地域開発専門家や企画調査員を常駐させることが望ましい。

また、各地方ごとの特性に合わせた援助形態を作り出すために、各地方ごとの資源分布、人的資源の質、財政状態などに関する情報収集、基礎調査を行い、地方ごとのプロフィールを更新すること、また、地方ごとに援助分野の優先度を決定することが必要である。しかし、援助を期待する地方のすべてのニーズに応えることは不可能なので、援助対象とする地方・地域の優先順位を付したうえで、優先順位の高い地域への協力を先行モデルとして、その事例（ベストプラクティス）を他の地方・地域へ紹介していくことが必要である。また、地域アプローチの実施運営にあたっては、各地方の大学、NGO、民間セクターなどとの連携を強化し、地方における包括的なキャパシティ・ビルディングを図ることが必要である。

#### 地方のイニシアティブに基づいた地域開発の支援とベストプラクティス事例の紹介

地方分権化の実施において地方政府が最も関心を持っているのは地域の自主性に基づいた経済振興にあるといえる。したがって、地域の自主性・独自性を生かした地域振興を促進し、地方のイニシアティブに基づいた地域開発を支援することが重要である。自主的な地域振興に関しては、我が国の地方自治体が多く経験と知見を持っており、我が国の地

域づくりの事例（ベストプラクティス）を紹介し、我が国の地方自治体との連携（専門家の派遣、研修の受入れ、事例調査）を図る形で協力を実施することが効果的である。

インドネシア国では地域開発計画の立案・実施において、トップダウン方式から住民参加型開発方式への転換が求められている。そのためには地域特性と勘案した地方自治促進のためのパイロットプロジェクト（県・市の計画策定、運営能力向上を目的とする）の促進支援を通じて、地域の個性、自主性に基づく参加型開発手法を開発していくことが望まれる。したがって、JICAが協力を行ってきた南スラウェシ州を拠点とした地域づくり、一村一品運動の紹介、スラウェシ貧困対策支援村落開発プロジェクトで開発された参加型村落開発手法のモデルを他の地域に紹介するとともに、インドネシア国における他の地域における地域興し、地域開発のベストプラクティス事例を収集分析して他の地方に情報を普及する活動を展開することが望まれる。

#### 地方公務員の人材育成・能力向上

地方公務員の研修では、管理職には政策立案や企画能力、議会や住民とのコミュニケーション能力、一般職員には文書管理その他の実務処理能力の向上が課題とされ、より実務的な研修に重点をおくことが望ましい。地方公務員の人材育成においては多数の人数の研修を実施することができる現地国内研修が非常に有効である。また、地方での開発事業、公共サービスの提供に関するベストプラクティス事例を発掘分析し、事例の紹介と研修参加者の経験の共有、現場視察を組み合わせた参加型の現地国内研修（ワークショップ）を実施し実用的な経験と情報、ノウハウの共有並びに意識改革を図ることが必要である。

一方、地方公務員の研修に関しては地方の大学との連携、ネットワークを活用し研修プログラムの作成、実施を行うことが望ましい。また、人材育成に関する円借款の活用も検討するべきである。

## 1 - 2 地域開発計画

### (1) 地域開発計画における地方の役割

前章の地方分権化でも言及したように、地方自治体（Daerah Otonom）は、第1級自治体（Daerah Tingkat I: DATI. I）としての24州と首都（ジャカルタ）及び2つの特別区（アチェ及びジョグジャカルタ）と、第2級自治体（Daerah Tingkat II: DATI. II）としての県及び市、という2段階から成り立っている。これ以下のレベルでは郡、村落、コミュニティそして隣組が存在する。（ANNEX-3：表 - 1 参照）

#### 1) 地域開発にかかわる地方組織形成の経緯

地方分権化の進展に伴い中央から州、県・市レベル、とりわけ完全なる自治県を付与される県・市レベルの計画化機能の大幅な移管が期待されるわけであるが、それはまだ端緒につ

いたばかりで、新たな計画プロセスが実質的な能力を伴って機能しているとはいえない。したがって、今後それがどのような形をとって成熟化するにせよ、これまで行われてきた計画策定プロセスを出発点にすることに変わりはない。この点、従来の国、州、県・市レベルの政府がそれぞれ掌握してきた役割分担を基本的に把握しておくことが必要であろう。（ANNEX-3：表 - 2 参照）これらの機能と組織が、相当程度、国から州へ、また州から県・市へ（広域にまたがる県・市の行政事業に関する調整機能が州へ）と再編されることになる、と考えられる。もちろん、県・市レベルでの従来からの基本的な計画機能の拡充があることはいうまでもない。

#### 地方における中央政府関連の計画組織

1970年代中盤まで相互独立的計画化のもたらす矛盾や齟齬への反省、インプレス補助金の拡充への対応の必要などの諸経緯を経て、1974年に、内務省の管轄化に、州（第1級自治体）ごとにバペタ（BAPPEDAI：地方開発計画局）が設置された。これは地域開発計画全般（民間開発も含む）を統括する組織で、研究部門/財務（経済）部門/計画・公共施設部門/統計・報告書作成部門から構成される。

また、他の中央省庁の出先機関として、州政府内にカンウィル（Kanwil：正式には、Kantor Wilayah）も設置されている。同様に、県・市レベルでの出先機関としてはカンコ（Kanko）、群レベルではカンマト（Kanmat）が設置された。

1980年になると、第2級自治体の県にバペムカ（BAPPEMKA、別名BAPPEDA II）、同じく市にバペムコ（BAPPEMKO：これも別名BAPPEDA II）の組織が設置された。特徴的に表現すれば「下達上意も含む上意下達による調整プロセス」をベースとする計画立案プロセスの誕生である。この時に、人的能力の強化の必要性が認識され、職員のためのトレーニング・ワークショップ等のプログラムも整備されていたことは注目しておくべき点であろう。

#### 地方独自の行政サービス組織

第1級自治体及び第2級自治体独自の組織は、ディナス（Dinas）と称され、州・県・市レベルの行政サービスは、基本的にこのディナスによって提供されている。ディナスと中央各省庁の地方出先機関との関係は、各省庁ごとに大きく異なっているが、多くのディナスはカンウィルにカウンターパートを有しており、従来は、時として中央各省庁の監督を受けることもあった。

## 2) 地域開発と財源

第1章の地方分権化で、今後、新たな中央地方財政均衡法の下に地方政府とりわけ県・市への重点的な財源強化が図られることに言及したが、基本的には、州（第1級自治体）及び県・市（第2級自治体）とも、その予算形式は国家予算と同様に経常収入/支出、と開発収

入/支出の2本立てになっている。今後、財源配分比率が地方に大きく重点化するわけであるが、財源の種類としては、3種類に区分される点は従来と変わりはない。すなわち、1) 中央政府からの交付金等、2) 地方政府の独自財源、及び3) その他の収入である。

このうち、1)の中央政府からの予算に関して特筆される点は中央政府からの用途を特定しない一般交付金の大幅な拡大であろう。(国家歳入の最低25%を充当。とりわけ県・市レベルにそのほとんど、22.5%分が交付される。)他方、視点を変えて、中央と地方の間で配分する財源という意味合いでみた場合、天然資源からの収入の分与分が今後の地方財政の大きな歳入源となるが、これがアチェ特別州を含めた天然資源を産出する州・県・市の財源拡大要求や、典型的には、分離独立運動に対する緩和策であることも既に第1章で言及したところである。

#### < 州・県・市予算の基本的特徴 >

##### \* 州(第1級自治体)予算

従来から基本的に規模が小さく、中央政府歳入額と対比すると、従来その10%程度の規模であり、加えて、州予算の7割前後は中央政府からの交付金・補助金となっていて、独自財源が極めて弱体であることが分かる。歳出面で見ると、5割以上を人件費が占め、中央政府の人件費の割合の3倍程にも上っている。このように、従来、歳入・歳出の両面からして、州独自の判断で支出できる開発関連財源枠は極めて限定されたものである点が大きな特徴になっている。

##### \* 県・市(第2級自治体)予算

従来は州予算以上に弱体で、これら予算も財源の7割近くを上級自治体からの交付金・補助金に依存してきた。歳出面で見ると、従来、州政府予算に比べれば低いものの、それでも4割程度が人件費となっており、独自の開発関連予算となると更に弱体であった。スハルト政権時代の地方行政基本法にある「地方自治の重点を第2級自治体におく」とする規定との間に、大きなギャップが存在してきたというのが実態である。これが、1999年制定の中央地方財政均衡法によって、ようやく政策的に是正される可能性が高まった次第である。

地方行政法と中央地方財政均衡法が1999年に制定され、それが徐々に実態化するにつれて、上述の州及び県・市レベルの予算における基本的特徴にも変化が出てくることが期待される。

##### \* 村落財政

自治村落としてのデサ(DESA)の財源に関する包括的なデータはないが、村落行政法の第21条には、1)独自の収入、2)中央政府・地方政府からの収入、3)その他の収入、の3区分が示されている。このうち、1)独自の収入は更に4区分される。(田

畑からの収入/村民の自主的拠出財源/村民の互助労働/村による事業収入) また、2) 中央政府・地方政府からの収入は3区分される。(中央政府からの寄付・援助/地方自治体からの寄付・援助/地方税・地方還付金の一部)

中央統計局が過去に実施した調査(1988年)をベースに村落財政をみると、州や県・市の財政との大きな違いは、歳出の約6割に上る開発予算の大きさである。この原因として考えられるのは、役場などを含む施設維持費が少ないために物件費の割合が低いこと、村の職員への報酬のかなりな部分が非貨幣的支出であることから見かけ上の人件費が低くなっていること、などであろうと推測される。また歳入面では、中央政府や上位自治体からの補助・交付金は約3割程度と比較的低目の水準にある一方、村民拠出金収入が歳入の34%も占めている点が注目される。補助金給付を受けながらも、村落財政は比較的大きな自主財源をベースに、村落の意思を体現する自治機能を発現していることを示すものと了解される。

## (2) 地方の開発計画 [ 参考 ]

国家、州、県・市の各レベルで開発計画(開発5か年計画)が策定されてきた。(ANNEX-1: 図1参照) 本案件(サバン地域総合開発計画)は直接的には県・市レベルの開発計画とかわるわけであるが、サバン地域に関しては、(初歩的な総合経済開発地区計画はあるものの)、我々が通常イメージするような開発計画が存在しないので、ここでは、ひとまず、県・市の開発とも関連するジョグジャカルタ特別州に関する開発計画(空間開発計画の色彩が強い)を例にして、インドネシア国における開発計画の一般的アプローチを参考までに概観してみたい。

1) 計画の目次構成(開発5か年計画の場合): 以下のようである。

- はじめに
- 現状と問題点の分析  
(経済活動・人口動態・インフラ整備状況・農村部の開発・空間計画・土地制度・土地利用など)
- 開発目標(持続可能な開発/人的資源の活用・雇用機会の創出/生活の質的改善)
- 開発計画と開発戦略
  - ・都市部と地方部の開発計画を外述した後、インフラ整備方針/それに関連する組織整備/それを支援する空間計画・土地利用を展開
- 開発プログラム
  - ・開発プログラムを、州レベル/県・市レベル/地方(農村部)開発/地域の空間計画/土地利用計画、の各枠組みで展開

## 2) 空間開発基本計画 (ジョグジャカルタ特別州: 1992~2006年の場合)

15か年を計画期間とするマスタープランであり、国家開発5か年計画及び州開発5か年計画の中に位置づけられている。

計画の方針は、

- a) 水資源・生物資源・土地・その他の自然資源の適正活用、
- b) 土地利用の適正化、
- c) 機能的・空間的矛盾の軽減、
- d) 環境等へのインパクトの配慮、におかれる。

大統領令1990年第30号「保護地域の管理」に基づき、保護地域(特定地域として保護すべき地域/野生動物・自然保護地位/災害危険地域)を設定。

大統領令1989年第57号「地域開発マニュアル」及び大統領令1990年第30号「産業立地域の用地」に基づき、開発対象地域の開発方針を設定。

(a) 開発地域は、産業セクター/森林育成/居住に対応して分類される。

(b) 開発方針が優先的に設定される地域となるのは、開発が遅れている地域/危険地域/戦略地域/発展が相対的に早い地域、である。

インフラ整備方針の策定

主要なネットワーク基盤(交通、エネルギーなど)/それらの機能・サービスのレベル/  
その他

空間計画としての経済開発計画/居住開発計画/投資計画の策定

## 3) 特性・問題点・ポテンシャルの把握

次の4つの側面から地域の特性・問題点・ポテンシャルを把握する。

環境的側面

(a) 地質/作物の育成期間/土地の傾斜などの分析をベースに、次の7地域に区分。

a) 保護地域(Protection Area)/浸透地域/保存地域/畑作地域/水田地域/生態系保存地域/海岸線保存地域

人口動態

(a) 産業(とりわけ農業)的土地利用と都市的土地利用との関係(トレードオフ等)

経済的側面

(a) 重視される経済活動と経済活動間の連携(貿易・商業/観光/工業を含む小規模産業/教育・サービス産業/その他)

空間開発の側面

(a) 誤った土地利用・用地転換(農地-非農地、農地-森林等)、過剰な土地利用など

図： 各地方首長間の責任関係

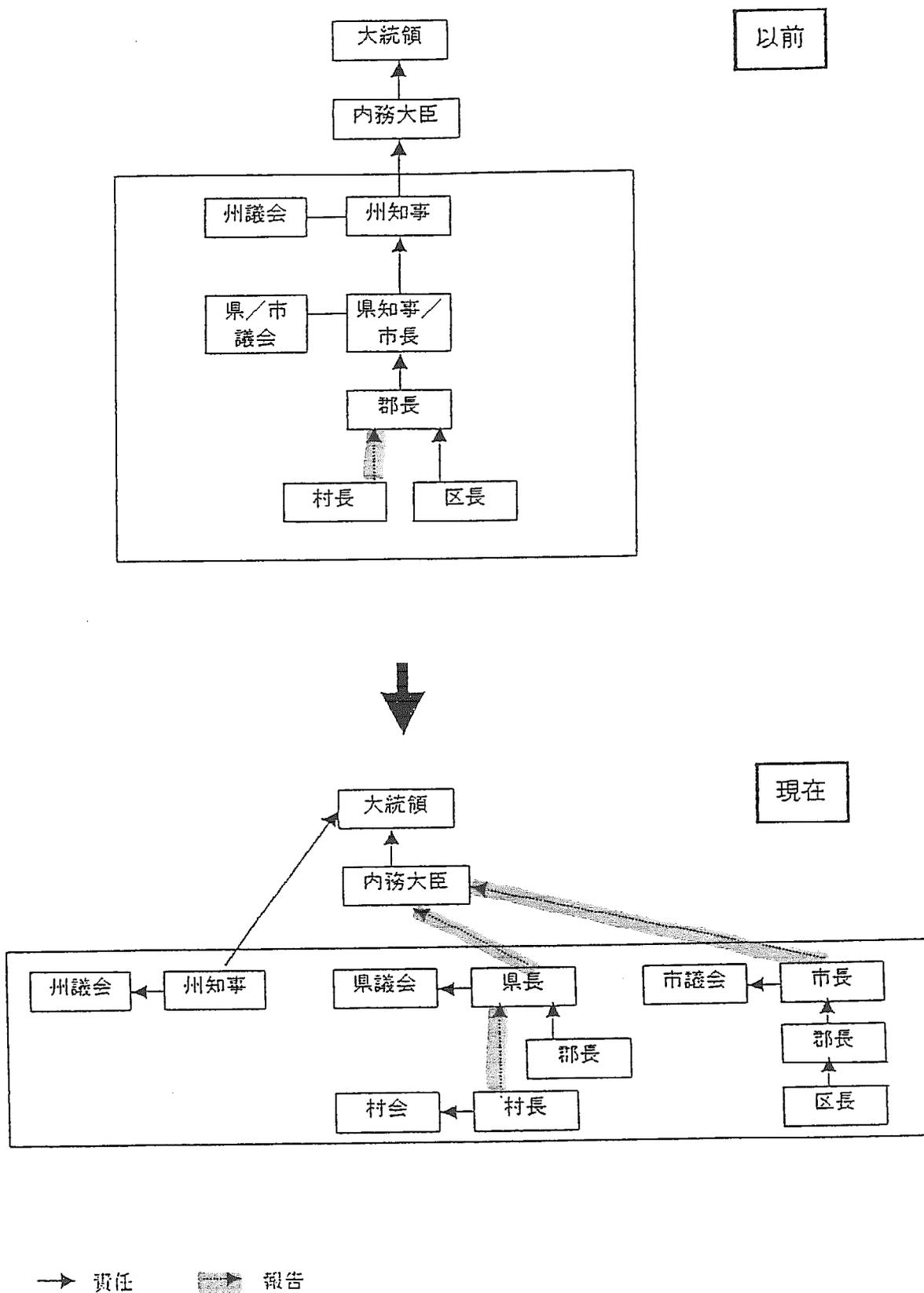




表-2 開発計画と空間計画

	開発計画(Development Plan)	空間計画(Spatial Plan)
国レベル Nasional	国家基本大綱(GBHN) 国家開発5カ年計画(REPELITA)	国家開発計画(SNPPTTR)
州レベル Propinsi	州基本計画(POLDAS I) 州開発5カ年計画(REPELITADA I) 州開発年度計画(REPELITADA I)	州開発計画(RSTRP)
県・市レベル Kotamadya Kabupaten	基本計画(POLDAS II) 開発5カ年計画(REPELITADA II) 開発年度計画(REPELITADA II)	市域・県域開発計画 (RSTRK/RSTRD)

表-1 中央政府と地方政府の関係(数字は全国での団体数)

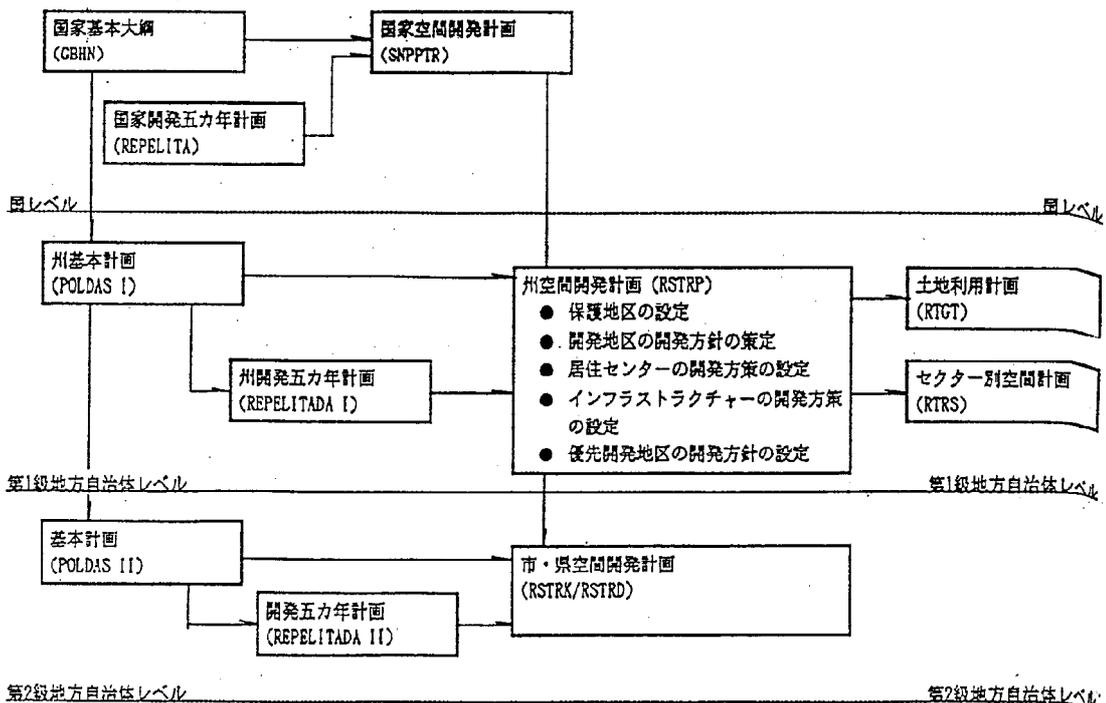
	地方公共団体	内務省の出先機関	他省庁の出先機関
第一級 地方自治体 27	州(Propinsi/Province) 州知事(Gubernur/Governor) その組織(Dinas I)	BAPPEDA I	Kanwil
第二級 地方自治体 301	県(Kabupaten/District) 県長(Bupati/Head) その組織(Dinas II) 246	BAPPEDA II (BAPPENKA)	KANDEP
	市(Kotamadya/Municipality) 市長(Walikota/Major) その組織(Dinas II) 55	BAPPEDA II (BAPPENKO)	
郡レベル 3,592	郡(Kecamatan/Sub District) 郡長(Camat/Head of Sub District)		
	町(Kota Administratif/ Administrative Town) 町長(Walikota)		
村落レベル 66,594	村(Desa/Village) 村長(Kepala Desa/Head of Village)		
	区(Kulurahan/Urban Village) 区長(Lurah/Head of Urban Village)		
コミュニティレベル	コミュニティ(RW:Rukun Marga) その長(Ketua RW)		
隣組レベル	隣組(RT:Rukun Tetangga) その長(Ketua RT)		

森田忠志「インドネシア土地区画整理の概要」より

表-2 政府間のおおまかな役割分担

セクター	国レベル	州レベル	県・市レベル
農業	戦略的計画	種子配布・疫病管理	州と同様
灌漑	水資源計画	1次灌漑網の整備 ・2次灌漑網の整備	2次・3次灌漑網の整備
教育	政策・カリキュラム ・高等学校・中学校 ・教科書の配布	小学校の運営	小学校の建設
環境衛生	政策・監督・訓練・ 研究・特殊病院	主要病院・公衆衛生 ・薬剤配布	地域病院・医院 農村水道と衛生
道路	国道	州道	県・市道
交通	交通システムの監督 交通管理	交通管理	事実上無し
都市サービス	戦略的計画	事実上無し	主なサービス

出典: "Financing Local Government in Indonesia"



インプレス

インプレス (Instruksi Presiden の略で大統領令により法的に認められたという意味である) 予算は、中央政府から地方政府へ配分される。内務省地域開発総局がインプレスに関する指導・監督と予算配分の権限を持っている。インプレスには次の8種類がある。

- ① Inpres DT. I : 州の開発
- ② Inpres DT. II : 県と市の開発
- ③ Inpres Sekolah : 小学校の建設
- ④ Inpres Kesehatan/Puskesmas : 衛生施設・保健所の建設
- ⑤ Inpres Penghijauan : 植林
- ⑥ Inpres Desa : 村の開発
- ⑦ Inpres Jalan dan Jembatan : 道路・橋梁の建設
- ⑧ Inpres Pasar : 市場の建設と改善

①～⑦のインプレスは地方自治体に対する一括補助金であり、⑧は融資である。インプレス補助金は、①②⑥の地方補助金と③④⑤⑦の部門別補助金に分類することができる。これらの違いは、部門別補助金はその特定部門の開発にしか使用できない上に担当部門別部局との関係も明確であるが、地方補助金は地方自治体独自の活用ができる点である<sup>(\*)</sup>。インプレス事業に対する支出は、中央政府の開発予算の17%<sup>(\*)</sup>を占めている。

表-11 地方への開発援助金 (単位: 10億ルピア)

年度	村落	県(市)	州	小学校舎	保健	植林	市場設置	村落道路
1969/70	4.6	-	-	-	-	-	-	-
1970/71	5.6	5.6	20.7	-	-	-	-	-
1971/72	5.3	8.8	20.8	-	-	-	-	-
1972/73	5.7	12.8	20.8	-	-	-	-	-
1973/74	5.7	19.2	20.8	17.2	-	-	-	-
1974/75	11.4	42.5	47.4	19.7	5.3	-	-	-
1975/76	15.9	59.1	54.0	49.9	15.2	-	-	-
1976/77	19.8	62.4	61.5	57.3	20.8	-	-	-
1977/78	23.2	69.1	75.4	85.0	26.3	1.3	-	-
1978/79	24.0	70.9	86.8	111.8	26.9	1.2	12.5	-
1979/80	31.0	87.1	100.8	155.8	30.0	12.4	-	13.0
1980/81	50.7	119.4	166.7	249.8	50.4	2.5	-	25.9
1981/82	70.5	162.7	215.0	374.5	78.7	6.0	-	54.8
1982/83	88.4	193.9	253.0	589.2	80.3	4.5	-	42.4
1983/84	91.6	194.1	253.0	549.3	87.3	10.6	35.2	64.6
1984/85	92.8	194.6	253.0	572.0	64.6	25.5	-	101.2
1985/86	98.5	188.5	287.3	526.1	110.6	42.5	-	70.1
1986/87	86	188	293	496	108	31	12	-
1987/88	102	263	291	193	74	16	3	-
1988/89	112	267	334	130	99	16	3	-
1989/90	112	270	324	100	122	16	3	-
1990/91	181	392	486	374	193	33	3	-
合計	1,111.9	2,604.2	3,301.9	4,222.4	1,092.7	207.0	-	-

出典: 「インドネシアの経済開発政策の展開」、'Financing Local Government in Indonesia'ほか  
市場建設インプレスの1985年度までのデータは各五カ年計画に対応するもの。

表-8 第2級地方自治体の歳入と歳出(単位:百万ルピア)

	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	(%)
歳入計	1,517,885	1,705,509	2,501,943	3,007,495	100.0
1.繰り越し	57,462	58,909	70,502	74,992	2.5
2.州歳入	413,652	513,325	401,307	476,024	26.8
州税収	157,470	230,108	110,805	129,994	4.3
Retribution	150,077	178,011	218,021	264,325	8.8
州企業収入	6,867	7,923	11,247	14,062	0.5
サービスの対価	33,010	29,195	22,381	26,275	0.9
その他	66,228	68,089	38,852	41,368	1.4
3.手数料	26,639	13,023	260,428	420,162	14.0
税徴収	26,639	13,023	216,202	369,937	12.3
土地建物税配分			210,071		
その他			6,131		
税以外徴収	0	0	44,226	50,225	1.7
4.補助金と交付金	966,002	1,068,737	1,736,435	2,007,643	68.8
補助金	42,562	44,398	744,403	1,166,037	38.8
交付金	923,441	1,024,338	992,032	841,606	28.0
5.開発収入	54,129	49,515	33,271	28,675	1.0
政府融資	54,129	49,515	26,368	25,293	0.8
地方借入金	0	0	6,903	3,382	0.1
一般歳出	1,174,064	1,306,897	1,399,570	1,684,607	58.4
1.人件費	812,527	902,930	932,320	1,132,370	39.3
2.物品購入費	118,100	140,389	159,578	193,500	6.7
3.補修費	38,170	46,773	50,815	59,272	2.1
4.旅費	17,876	18,325	21,743	27,180	0.9
5.その他	115,538	129,968	116,085	157,224	5.5
6.金利・負債	6,812	8,284	13,438	16,501	0.6
7.補助金	10,383	7,543	15,736	21,471	0.7
8.年金	52,373	51,924	55,277	28,849	1.0
9.その他	0	0	29,529	40,786	1.4
0.予備費	2,285	760,761	5,049	7,455	0.3
開発歳出	268,840	308,855	990,479	1,198,285	41.6
1.農業・灌漑			16,684	7,550	1.0
2.工業			546	1,190	0.0
3.鉱業・エネルギー			3,976	5,491	0.2
4.交通・観光			477,904	559,234	19.4
5.商業・協同組合			7,333	10,059	0.4
6.移住			717	2,216	0.1
7.地域開発			133,540	165,387	5.7
8.宗教			8,351	11,680	0.4
9.教育・文化			115,828	112,270	3.9
10.社会福祉			49,855	77,044	2.8
11.住宅・移住			16,300	15,955	0.6
12.法律			1,077	1,756	0.1
13.国防			3,404	4,397	0.2
14.情報			2,564	3,024	0.1
15.科学技術			3,396	13,201	0.0
16.国家機構			84,386	123,640	4.3
17.国営企業			14,460	24,125	0.8
18.環境			10,378	13,395	0.5
19.補助金			22,481	15,663	0.5
20.債務返済			12,319	11,010	0.4

出典: 中央統計局

表-10 村落歳出の構成比(1988年度)

費目	都市部		農村部		全国	
	10億ルピア	%	10億ルピア	%	10億ルピア	%
経常歳出	15,092	31.3	177,623	39.6	192,715	38.8
俸給・賃金	9,779	20.3	138,770	30.9	148,549	29.9
物件費	2,231	4.6	15,201	3.4	17,433	3.5
その他	3,083	6.4	23,651	5.3	26,734	5.4
開発歳出	33,151	68.7	270,825	60.4	303,976	61.2
住宅建設	70	0.1	3,720	0.8	3,790	0.8
その他建物建設	14,433	29.9	100,180	22.3	114,613	23.1
村建物	2,978	6.2	37,502	8.4	40,480	8.1
モスク等	8,265	17.1	53,264	11.9	61,528	12.4
その他	3,191	6.6	9,414	2.1	12,605	2.5
その他建設	10,925	22.6	87,832	19.6	98,757	19.9
道路・農地	8,294	17.2	53,798	12.0	62,092	12.5
橋梁	1,087	2.3	17,909	4.0	18,996	3.8
その他	1,544	3.2	15,125	3.6	17,669	3.6
土地改良・農園造成	1,452	3.0	29,315	6.5	30,767	6.2
灌漑・洪水防止	1,037	2.1	9,575	2.1	10,612	2.1
農園・果樹園造成	19	0.0	7,543	1.7	7,562	1.5
その他	396	0.8	12,197	2.7	12,593	2.5
その他	6,271	13.0	49,777	11.1	56,049	11.3
歳出合計	48,244	100.0	448,447	100.0	496,691	100.0

出典: 'The Reorientation of Indonesia's Centralized Budgetary System'

表-7 第1級地方自治体の歳入と歳出(単位:百万ルピア)

	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	(%)
歳入計	3,030,082	3,241,572	3,658,197	4,331,703	100.0
1.繰り越し	218,418	162,124	228,441	254,762	5.9
2.州歳入	610,653	680,759	817,570	947,419	21.9
州税収	458,863	529,312	655,078	745,547	17.2
乗り物登録税	213,639	257,361	331,461		
乗り物税	209,804	231,051	258,707		
その他	35,420	40,900	64,910		
Retribution	57,447	66,776	61,296	116,853	2.7
州企業収入	18,008	14,352	16,510	19,396	0.5
サービスの対価	31,073	34,713	42,996	21,494	0.5
その他	45,263	35,607	38,389	44,130	1.0
3.手数料	25,008	104,868	214,107	352,933	8.2
税徴収	2,445	61,312	104,154	229,376	5.3
税以外徴収	22,563	43,556	109,953	123,557	2.9
4.補助金と交付金	2,165,095	2,287,535	2,389,296	2,736,096	63.2
補助金	1,885,025	2,007,694	2,043,644	2,326,719	53.7
交付金	280,070	279,841	345,653	409,377	9.5
5.開発収入	10,908	6,286	8,781	20,492	0.5
政府融資	10,908	6,286	7,444	20,103	0.5
地方借入金	0	0	1,338	388	0.0
一般歳出	2,153,959	2,900,897	2,546,204	2,938,491	73.2
1.人件費	1,605,518	1,712,501	1,854,169	2,175,499	54.2
2.物品購入費	250,379	255,357	273,930	306,048	7.6
3.補修費	48,067	53,879	82,828	113,343	2.8
4.旅費	23,841	25,673	28,801	34,064	0.9
5.その他	110,328	134,204	130,578	172,184	4.3
6.金利・負債	5,722	1,382	7,914	10,474	0.3
7.補助金	53,604	48,758	61,368	68,849	1.7
8.年金	47,256	61,776	64,658	5,555	0.1
9.その他	0	0	36,715	46,324	1.2
0.予備費	8,645	7,367	5,443	6,151	0.2
開発歳出	738,829	747,819	814,615	1,075,948	26.8
1.農業・灌漑	98,312	96,778	99,176	125,602	3.1
2.工業	4,197	3,641	3,991	5,338	0.1
3.鉱業・エネルギー	7,002	6,739	7,019	8,643	0.2
4.交通・観光	162,682	156,061	172,446	329,099	8.2
5.商業・協同組合	1,754	2,074	4,566	3,095	0.1
6.移住	3,295	4,133	5,025	5,470	0.1
7.地域開発	29,738	64,146	116,325	77,729	1.9
8.宗教	17,843	17,751	14,930	19,351	0.5
9.教育・文化	75,899	82,968	80,260	90,290	2.3
10.社会福祉	87,771	50,054	39,756	46,480	1.2
11.住宅・移住	17,238	22,822	27,807	33,407	0.8
12.法律	0	0	1,658	2,345	0.1
13.国防	14,632	13,066	10,888	16,983	0.4
14.情報	4,519	4,222	4,650	7,158	0.2
15.科学技術	11,339	9,664	12,309	15,075	0.4
16.国家機構	129,139	140,484	137,172	154,236	3.8
17.国営企業	18,852	18,716	25,571	37,306	0.9
18.環境	6,343	14,011	20,069	25,843	0.6
19.補助金	40,233	32,999	29,778	71,850	1.8
20.債務返済	8,092	7,490	1,229	637	0.0

出典: 中央統計局

表-9 村落歳入の構成比(1988年度)

費目	都市部		農村部		全国	
	10億ルピア	%	10億ルピア	%	10億ルピア	%
経常収入	15,377	31.7	180,605	40.1	195,982	39.3
村税	3,706	7.6	30,210	6.7	33,915	6.8
1.2級自治体交付金	2,364	4.9	23,932	5.3	26,296	5.3
村営事業収入	780	1.65	5,532	1.2	6,312	1.3
賃貸料	4,006	8.3	52,769	11.7	56,775	11.4
村落土地	737	1.5	8,578	1.9	9,316	1.9
村落土地(人件費)	3,268	6.7	44,191	9.8	47,459	9.5
生産物	2,096	4.6	47,051	10.4	49,147	9.8
村落土地	77	0.2	1,149	0.3	1,227	0.2
村落土地(人件費)	2,019	4.2	45,901	10.2	47,920	9.6
その他	2,425	5.0	21,112	4.7	23,537	4.7
開発収入	33,116	68.3	269,913	59.9	303,028	60.7
中央政府補助金	5,718	11.8	88,227	19.6	93,945	18.8
1.2級自治体補助金	1,499	3.1	7,555	1.7	9,054	1.8
財政収入	1,013	2.1	16,346	3.6	17,359	3.5
村民拠出金	23,855	49.2	146,890	32.6	170,745	34.2
繰越金	144	0.3	973	0.2	1,117	0.2
その他	887	1.8	9,922	2.2	10,809	2.2
歳入合計	48,493	100.0	450,517	100.0	499,010	100.0

出典: 'The Reorientation of Indonesia's Centralized Budgetary System'

表-14 第1級地方自治体州別財政規模

	1986/87		1987/88		1988/89		1989/90		一人あたり	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
アチエ特別州	72.641	69.056	75.263	70.268	83.018	77.336	103.980	96.335	30.442	28.204
北スマトラ州	196.721	186.464	218.075	205.201	240.532	228.052	275.288	267.151	26.851	26.058
西スマトラ州	39.452	38.286	41.098	38.252	52.477	43.179	62.751	47.071	15.689	11.768
リアウ州	49.690	47.234	53.465	44.095	69.288	49.257	114.905	73.657	18.300	11.731
ジャンビ州	26.396	24.659	25.894	24.523	30.911	28.009	37.028	34.033	18.345	16.861
南スマトラ州	69.074	60.598	70.262	60.581	76.265	58.712	91.187	72.518	14.447	11.489
バンクル州	21.933	21.605	22.470	21.481	26.637	25.290	29.340	26.999	24.887	22.901
ランブ州	94.358	80.906	99.031	83.956	112.925	93.761	134.725	118.268	22.395	19.660
ジャカルタ特別州	409.880	402.526	454.371	454.371	542.583	466.915	650.408	650.408	79.051	79.051
西ジャワ州	400.589	395.146	445.217	421.751	488.376	466.371	576.026	529.394	16.280	14.962
中央ジャワ州	412.139	395.443	444.265	428.121	470.356	456.899	534.193	516.384	18.733	18.109
ジョグジャカルタ特別州	87.773	80.336	84.355	77.662	93.010	86.151	94.897	87.106	32.581	29.906
東ジャワ州	451.224	422.495	511.970	473.782	562.021	536.452	630.493	598.494	19.407	18.422
バリ州	75.588	70.506	79.961	70.638	95.038	86.066	112.598	101.590	40.541	36.578
西ヌサテンガラ州	25.256	24.095	24.729	23.258	28.403	26.143	34.021	30.399	10.099	9.024
東ヌサテンガラ州	32.225	30.242	27.089	25.986	30.349	28.439	38.542	35.723	11.794	10.931
東チモール州	32.116	28.234	26.163	23.756	25.811	23.869	30.149	27.971	40.330	40.092
西カリマンタン州	64.677	62.684	67.824	62.832	80.034	78.604	94.226	89.185	29.190	27.628
南カリマンタン州	46.679	44.860	47.437	45.838	57.220	52.516	68.166	66.058	48.829	47.319
東カリマンタン州	67.785	65.867	69.296	67.012	78.246	75.232	92.712	90.442	35.705	34.830
北スラベシ州	64.238	60.380	64.398	57.680	78.255	67.882	100.395	85.780	53.543	45.749
中央スラベシ州	80.663	79.605	86.542	79.419	97.454	88.902	110.254	106.632	44.508	43.046
南スラベシ州	46.618	45.800	50.904	50.176	54.395	54.174	67.460	66.272	39.605	38.907
スラベシテンガラ州	53.170	50.570	52.996	48.183	61.643	52.992	80.000	65.880	11.460	9.438
マルク州	27.481	27.443	21.409	20.876	26.764	25.218	24.938	24.938	18.482	18.482
イリヤンジャヤ州	32.885	31.613	26.789	23.119	34.042	27.489	46.989	37.836	25.362	20.422
イリヤンジャヤ州	48.833	45.535	50.300	45.901	62.146	56.909	76.034	67.915	46.644	41.663
全 国	3,020,082	2,892,188	3,241,592	3,048,716	3,658,197	3,360,819	4,311,703	4,014,439	24,054	22,396

出典：中央統計局、「地方財政統計1986/87-1989/90」（単位：百万ルピア・ルピア）

表-15 第1級地方自治体の州別州歳入と補助金・交付金

	1986/87		1987/88		1988/89		1989/90		一人あたり	
	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等
アチエ特別州	12.791	56.619	9.123	61.980	10.009	60.830	12.328	70.650	3.609	20.634
北スマトラ州	33.825	151.718	44.049	162.837	50.519	166.057	57.782	189.844	5.636	18.517
西スマトラ州	11.357	27.416	11.628	26.989	16.864	30.289	19.415	35.674	4.854	8.919
リアウ州	10.895	31.337	10.747	37.572	12.238	22.946	14.361	29.548	2.287	4.706
ジャンビ州	4.400	18.265	4.856	17.451	5.318	19.871	6.779	22.947	3.358	11.369
南スマトラ州	14.259	44.068	16.910	46.303	19.042	34.338	21.296	36.736	3.374	5.820
バンクル州	2.907	17.680	3.661	17.806	4.042	20.750	4.217	22.746	3.577	19.293
ランブ州	14.514	68.678	14.214	73.191	14.904	79.622	17.494	94.365	2.908	15.636
ジャカルタ特別州	231.737	137.743	245.636	127.236	317.808	149.571	331.799	165.590	40.327	20.126
西ジャワ州	54.679	333.662	66.053	354.521	76.444	378.366	103.678	435.991	2.930	12.323
中央ジャワ州	51.391	343.931	58.099	364.457	65.571	379.544	78.929	432.341	2.768	15.161
ジョグジャカルタ特別州	10.639	65.228	10.638	66.365	11.054	71.247	12.899	73.662	4.429	25.291
東ジャワ州	80.338	352.784	98.531	382.579	111.087	402.513	133.860	457.895	4.120	14.094
バリ州	12.353	58.396	14.850	59.623	18.884	64.601	27.503	74.265	9.903	26.739
西ヌサテンガラ州	4.450	19.653	3.702	19.477	4.235	21.679	5.714	24.637	1.696	7.314
東ヌサテンガラ州	5.105	20.220	5.009	19.708	5.743	22.468	8.028	27.097	2.457	8.292
東チモール州	1.871	18.523	1.727	19.675	1.387	21.397	1.378	24.616	1.843	32.929
西カリマンタン州	5.526	50.382	6.555	54.259	7.707	59.959	8.632	71.928	2.674	22.282
中央カリマンタン州	2.562	34.372	1.990	36.215	2.871	40.679	2.390	47.389	1.712	33.946
南カリマンタン州	5.813	56.920	6.336	58.218	7.686	63.736	9.334	74.586	3.595	28.724
東カリマンタン州	10.641	38.909	11.304	42.177	13.379	43.530	16.657	50.929	8.884	27.162
北スラベシ州	9.151	66.674	9.422	75.491	10.254	72.456	11.290	85.431	4.558	34.487
中央スラベシ州	2.931	41.610	2.934	45.860	3.419	46.989	4.398	57.946	2.582	34.019
南スラベシ州	14.516	32.905	15.353	34.302	18.046	33.588	23.094	39.245	3.308	5.622
スラベシテンガラ州	2.441	16.633	1.978	18.003	2.505	20.698	2.647	20.102	1.962	14.898
マルク州	1.992	20.162	2.830	20.932	3.382	20.825	7.307	24.218	3.944	13.072
イリヤンジャヤ州	2.569	40.809	2.621	44.304	3.168	40.748	4.209	45.720	2.582	28.047
全 国	610,653	2,165,095	680,759	2,287,535	817,570	2,389,296	947,419	2,736,096	5,286	2,736,096

出典：中央統計局、「地方財政統計1986/87-1989/90」（単位：百万ルピア・ルピア）

表-16 第1級地方自治体州別一般歳出と開発歳出

	1986/87		1987/88		1988/89		1989/90		一人あたり	
	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出
アチエ特別州	50,712	18,344	55,596	14,972	58,410	18,926	69,444	26,892	20,331	7,873
北スマトラ州	155,627	31,037	168,853	36,348	183,434	44,618	208,674	58,477	20,354	5,701
西スマトラ州	25,592	12,694	26,433	11,819	28,389	14,791	29,591	17,480	7,398	4,370
リアウ州	26,073	21,161	26,988	17,107	29,720	19,538	38,420	35,237	6,119	5,612
ジャンビ州	11,265	13,394	12,449	12,074	12,218	15,791	13,617	20,416	6,746	10,115
南スマトラ州	32,807	27,791	35,124	25,457	39,395	19,318	41,463	31,054	6,569	4,920
バンクル州	10,172	11,433	11,2381	10,110	12,197	13,093	13,773	13,226	11,682	11,218
ランブン州	67,449	13,457	70,818	13,137	78,079	15,382	93,606	24,662	15,560	4,100
ジャカルタ特別州	194,615	207,911	217,270	237,100	263,942	202,973	335,787	314,621	40,812	38,239
西ジャワ州	355,828	39,318	374,020	47,731	401,595	64,775	459,997	69,397	13,001	1,961
中央ジャワ州	351,162	44,281	372,451	55,670	398,493	58,406	445,986	60,398	15,640	2,118
ジョグジャカルタ特別州	60,928	19,408	62,709	14,953	67,668	18,483	71,618	15,788	24,589	5,421
東ジャワ州	370,223	52,272	407,955	65,827	456,587	79,864	512,401	86,093	15,772	2,650
バリ州	57,052	13,454	58,011	12,627	65,668	20,398	75,850	25,739	27,310	9,267
西ヌサテンガラ州	12,324	11,772	12,953	10,305	13,556	12,587	15,240	15,159	4,524	4,500
東ヌサテンガラ州	14,026	16,215	14,749	11,238	16,543	11,896	17,541	18,182	5,368	5,564
東チモール州	10,445	17,788	11,228	12,527	11,501	12,369	12,031	15,940	16,094	21,323
西カリマンタン州	45,085	17,600	41,009	13,822	58,884	19,720	68,033	21,152	21,075	6,553
中央カリマンタン州	28,670	16,190	31,356	14,481	35,008	17,508	41,443	24,616	29,687	17,633
南カリマンタン州	51,797	14,069	54,541	12,471	59,433	15,799	71,786	18,656	27,646	7,185
東カリマンタン州	39,583	20,797	42,640	15,040	47,674	20,208	56,371	29,409	30,064	15,685
北スラベシ州	62,838	16,767	63,732	15,687	69,812	19,091	81,695	24,937	32,979	10,067
中央スラベシ州	33,263	12,537	35,312	14,863	38,855	15,319	47,129	19,143	27,669	11,239
南スラベシ州	31,051	19,519	29,894	18,289	33,228	19,764	36,614	29,266	5,245	4,192
スラベシテンガラ州	10,454	16,989	10,473	10,403	11,687	13,532	10,202	14,736	7,561	10,921
マルク州	11,089	20,525	11,413	11,706	12,469	15,020	14,406	23,430	7,776	12,646
イリヤンジャヤ州	33,427	12,108	33,847	12,054	41,761	15,147	45,773	22,142	28,080	13,583
合 計	2,153,359	738,829	2,300,897	747,819	2,546,204	814,615	2,938,491	1,075,948	16,393	6,003

出典：中央統計局、「地方財政統計1986/87-1989/90」（単位：百万ルピア・ルピア）

表-17 第二級自治体州別地方財政規模

	1986/87		1987/88		1988/89		1989/90		一人あたり	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
アチエ特別州	34,603	31,715	39,554	30,860	75,993	66,061	98,201	94,739	28,750	27,737
北スマトラ州	104,132	99,573	134,074	128,367	167,841	152,060	184,712	177,829	18,017	11,493
西スマトラ州	80,810	78,467	83,665	82,755	125,874	123,892	131,718	130,471	32,931	32,620
リアウ州	47,636	44,443	50,687	46,584	73,272	66,201	92,125	88,024	14,672	14,019
ジャンビ州	35,270	33,763	43,179	39,675	54,940	53,720	69,336	67,144	34,351	33,265
南スマトラ州	82,075	78,548	99,488	90,074	140,812	135,090	171,891	159,862	27,233	25,327
バンクル州	22,054	21,737	18,615	18,401	29,552	29,312	35,411	34,005	30,036	28,843
ランブン州	23,668	21,749	29,643	28,903	55,892	54,355	61,208	58,189	10,175	9,673
西ジャワ州	179,194	169,808	195,621	187,529	297,693	286,593	374,548	357,808	10,586	10,113
中央ジャワ州	173,049	162,608	188,883	180,497	304,061	296,186	340,426	330,432	11,938	11,588
ジョグジャカルタ特別州	21,260	20,570	21,590	20,688	32,670	30,979	41,410	38,489	14,217	13,215
東ジャワ州	195,872	181,050	213,759	203,220	324,507	315,006	366,913	350,621	11,294	10,792
バリ州	23,294	21,736	26,433	23,105	50,403	49,186	66,467	63,637	23,932	22,913
西ヌサテンガラ州	44,453	44,245	48,112	47,751	66,829	66,418	42,874	42,486	12,727	24,486
東ヌサテンガラ州	68,507	67,400	72,053	72,053	85,620	83,271	105,926	102,353	32,414	31,321
東チモール州			14,046	14,045	13,486	11,991	27,311	22,733	36,534	30,410
西カリマンタン州	17,524	16,890	22,249	20,423	52,568	46,279	59,088	57,220	18,304	17,726
中央カリマンタン州	19,902	13,188	18,152	15,709	32,394	30,597	45,327	39,254	32,469	28,119
南カリマンタン州	17,481	16,009	20,825	18,867	41,592	41,371	49,948	46,802	19,236	18,024
東カリマンタン州	42,158	39,952	42,740	37,981	61,848	53,399	99,357	85,693	52,989	45,702
北スラベシ州	23,055	21,743	25,047	23,926	36,766	35,565	45,462	44,633	18,352	18,018
中央スラベシ州	14,672	14,324	16,456	15,509	37,500	36,609	34,496	33,156	20,252	19,465
南スラベシ州	135,233	131,329	141,746	137,154	189,685	185,334	225,289	220,934	32,273	31,650
スラベシテンガラ州	25,814	25,700	27,458	27,321	41,694	41,583	50,737	50,068	37,603	37,107
マルク州	40,937	35,708	45,820	42,073	60,638	56,223	76,180	73,808	41,118	39,838
イリヤンジャヤ州	52,930	50,649	65,514	62,284	47,513	42,767	78,745	72,500	48,307	44,476
合 計	1,525,585	1,442,904	1,705,509	1,615,752	2,501,643	2,390,049	3,007,495	2,882,892	16,778	16,083

出典：中央統計局、「地方財政統計1986/87-1989/90」（単位：百万ルピア・ルピア）

表-18 第二級自治体州別州歳入と補助金・交付金

	1986/87		1987/88		1988/89		1989/90		一人あたり	
	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等	州歳入	補助金等
アチエ特別州	9.610	17.431	8.2001	28.823	5.638	41.711	6.116	52.497	1.791	15.369
北スマトラ州	36.754	56.011	55.337	57.359	29.280	104.492	31.981	116.410	3.119	11.355
西スマトラ州	10.824	61.366	13.152	66.261	12.037	106.185	14.257	110.624	3.564	27.658
リアウ州	13.294	29.272	5.750	39.233	7.524	59.481	6.618	71.397	1.054	11.371
ジャンビ州	4.886	28.761	11.152	31.456	3.301	46.174	3.627	54.474	1.797	26.988
南スマトラ州	20.041	57.716	22.341	70.412	9.980	103.211	11.302	124.142	1.791	19.668
バンクル州	3.380	18.501	2.858	15.684	25.476	25.921	2.750	30.098	2.333	25.529
ランブン州	6.380	12.494	10.224	14.108	9.088	39.173	9.258	38.867	1.539	6.461
西ジャワ州	71.598	82.972	92.575	88.304	76.702	176.746	98.711	211.339	2.790	5.973
中央ジャワ州	56.157	97.950	74.419	99.031	74.647	192.438	90.045	206.943	3.158	7.257
ジョグジャカルタ特別州	6.493	13.186	6.569	13.844	7.784	20.394	9.336	25.156	3.205	8.637
東ジャワ州	75.632	102.890	82.043	109.616	74.795	195.581	65.835	208.071	2.026	6.405
バリ州	11.274	8.981	13.121	11.478	14.183	30.729	19.281	38.657	6.942	13.919
西ヌサテンガラ州	3.970	39.461	5.743	42.189	4.937	59.184	6.348	72.358	1.884	21.480
東ヌサテンガラ州	8.704	59.072	61.320	61.320	6.217	76.811	7.560	94.845	2.313	29.023
東チモール州			1.126	12.607	476	11.677	738	24.710	987	33.054
西カリマンタン州	5.242	10.738	7.835	11.935	6.355	38.531	8.093	40.820	2.507	12.645
中央カリマンタン州	2.351	9.815	7.502	9.499	2.193	19.503	2.385	25.285	1.708	18.112
南カリマンタン州	5.972	9.505	10.211	8.526	6.385	23.923	6.708	26.588	2.583	10.239
東カリマンタン州	18.507	17.426	22.376	17.452	11.523	24.741	12.223	28.242	6.519	15.062
北スラベシ州	6.449	15.163	8.316	16.300	8.357	23.714	8.771	31.023	3.541	12.523
中央スラベシ州	3.475	10.643	3.547	10.201	2.789	30.451	3.524	24.481	2.069	14.372
南スラベシ州	21.417	103.762	22.331	113.806	17.971	157.468	21.510	182.620	3.081	26.161
スラベシテンガラ州	1.715	23.566	2.041	25.180	1.643	38.305	2.010	45.734	1.490	33.895
マルク州	6.389	31.391	10.536	34.985	3.449	48.685	3.833	57.804	2.069	31.199
イリヤンジャヤ州	3.138	47.929	4.291	59.129	1.577	41.203	3.204	64.457	1.966	39.542
合 計	413.652	966.002	513.325	1,068.737	401.307	1,736.435	476.024	2,007.643	2.656	11.200

出典：中央統計局、「地方財政統計1986/87-1989/90」（単位：百万ルピア・ルピア）

表-19 第二級自治体州別一般歳出と開発歳出

	1986/87		1987/88		1988/89		1989/90		一人あたり	
	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出	一般歳出	開発歳出
アチエ特別州	22.012	9.703	24.243	6.618	27.178	38.883	37.898	56.841	11.095	16.641
北スマトラ州	75.046	24.527	86.579	41.788	88.003	64.057	100.613	77.216	9.814	7.532
西スマトラ州	68.658	9.809	72.944	9.811	80.717	43.175	96.163	34.308	24.042	8.578
リアウ州	37.740	6.703	41.568	5.016	47.208	18.993	58.126	29.897	9.257	4.762
ジャンビ州	31.341	2.423	34.193	5.482	36.227	17.493	45.350	21.794	22.468	10.797
南スマトラ州	70.709	7.839	78.570	11.504	87.598	47.492	105.424	54.439	16.702	8.625
バンクル州	17.193	4.544	17.670	730	19.794	9.518	24.011	9.994	20.366	8.477
ランブン州	15.822	5.927	19.634	9.269	21.564	32.791	25.368	32.821	4.217	5.456
西ジャワ州	126.869	42.940	141.389	46.139	154.010	132.582	180.052	177.756	5.089	5.024
中央ジャワ州	124.063	38.545	139.833	40.664	156.996	139.191	174.383	156.049	6.115	5.472
ジョグジャカルタ特別州	15.567	5.003	15.633	5.055	17.428	13.551	21.013	17.475	7.214	6.000
東ジャワ州	137.602	43.448	149.068	54.152	157.778	157.228	166.917	183.705	5.138	5.655
バリ州	14.075	7.660	15.141	7.964	15.148	34.038	20.600	42.587	7.417	15.334
西ヌサテンガラ州	42.860	1.385	46.233	1.518	50.331	16.088	60.871	21.615	18.070	6.416
東ヌサテンガラ州	61.198	6.202	66.982	5.071	65.950	17.321	84.915	17.438	25.984	5.336
東チモール州			11.896	2.148	9.256	2.735	15.636	7.097	20.916	9.494
西カリマンタン州	14.502	2.288	16.867	3.556	19.627	26.652	24.866	32.353	7.703	10.022
中央カリマンタン州	11.541	1.647	13.352	2.357	15.634	14.963	19.622	19.633	14.056	14.064
南カリマンタン州	12.161	3.849	13.415	5.452	14.202	27.169	16.913	29.890	6.513	11.511
東カリマンタン州	23.055	16.897	24.621	13.360	30.034	23.365	43.234	42.459	23.058	22.644
北スラベシ州	19.376	2.367	20.887	3.039	23.503	12.063	27.012	17.622	10.904	7.114
中央スラベシ州	10.729	3.532	11.347	4.162	12.189	24.420	15.500	17.707	9.100	10.396
南スラベシ州	119.887	11.443	126.672	10.482	140.788	44.546	169.662	51.273	24.305	7.345
スラベシテンガラ州	24.985	715	26.993	327	30.498	11.084	37.526	12.542	27.811	9.295
マルク州	28.101	7.607	36.245	5.828	40.951	15.272	51.232	22.576	27.652	12.185
イリヤンジャヤ州	48.911	1.739	54.922	7.362	36.960	5.807	61.753	10.747	37.883	6.593
合 計	1,174.064	268.840	1,306.897	308.855	1,399.570	990.479	1,684.607	1,198.285	9.398	6.685

出典：中央統計局、「地方財政統計1986/87-1989/90」（単位：百万ルピア・ルピア）

表-20 都市部村落の歳入の変遷

	1986/87			1987/88			1988/89			一人あたり
	経常歳入	開発歳入	歳入計	経常歳入	開発歳入	歳入計	経常歳入	開発歳入	歳入計	
アチエ特別州	66	414	479	21	423	444	135	284	420	123
北スマトラ州	257	601	858	322	956	1,277	470	650	1,120	109
西スマトラ州	24	1,199	1,223	135	1,089	1,224	115	752	867	217
リアウ州	94	170	264	93	338	431	28	269	297	47
ジャンビ州	8	119	127	23	111	134	25	173	198	98
南スマトラ州	82	356	438	158	445	602	83	581	663	105
バンクル州	35	80	115	44	71	115	45	143	187	159
ランブ州	177	337	514	164	350	514	109	229	338	56
ジャカルタ特別州	1,165	5,103	6,268	1,121	5,628	6,749	986	6,572	7,559	919
西ジャワ州	2,436	5,693	8,128	2,718	8,207	10,925	3,169	9,113	12,282	347
中央ジャワ州	2,596	5,988	8,584	2,666	6,019	8,685	4,841	6,872	11,713	411
ジョグジャカルタ特別州	547	1,372	1,919	786	863	1,649	484	1,142	1,627	559
東ジャワ州	3,034	3,864	6,897	3,551	3,769	7,319	4,166	3,755	7,921	244
バリ州	277	341	618	274	322	605	325	381	705	254
西ヌサテンガラ州	114	292	406	112	250	362	101	163	265	79
東ヌサテンガラ州	77	157	234	65	144	209	33	186	219	67
東チモール州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西カリマンタン州	10	195	206	32	325	357	9	145	153	47
中央カリマンタン州	13	35	48	6	43	49	6	110	116	83
南カリマンタン州	116	505	621	123	498	621	20	330	349	134
東カリマンタン州	64	414	478	62	482	544	73	109	182	97
北スラベシ州	65	509	573	44	532	576	59	599	658	266
中央スラベシ州	19	157	176	24	158	182	18	59	76	45
南スラベシ州	68	575	643	92	665	757	50	376	425	61
スラベシテンガラ州	11	61	72	15	58	72	21	52	73	54
マルク州	25	142	167	53	115	167	7	72	79	43
イリヤンジャヤ州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	11,382	28,678	40,059	12,705	31,869	44,574	15,377	33,116	48,493	271

出典：中央統計局（単位：百万ルピア・ルピア）

表-21 都市部村落の歳出の変遷

	1986/87			1987/88			1988/89			一人あたり
	経常歳出	開発歳出	歳出計	経常歳出	開発歳出	歳出計	経常歳出	開発歳出	歳出計	
アチエ特別州	66	414	480	21	423	444	135	284	420	123
北スマトラ州	257	601	858	272	654	1,259	470	650	1,120	109
西スマトラ州	24	1,199	1,223	135	1,087	1,222	115	752	867	217
リアウ州	94	170	264	93	338	431	28	269	297	47
ジャンビ州	8	119	127	23	111	134	25	177	198	98
南スマトラ州	81	356	436	158	445	602	83	581	663	105
バンクル州	35	80	115	44	71	115	45	143	187	159
ランブ州	177	337	514	164	350	514	109	229	338	56
ジャカルタ特別州	1,165	4,666	5,831	1,121	5,628	6,749	816	6,742	7,558	919
西ジャワ州	2,413	5,674	8,087	2,712	8,207	10,920	3,153	9,113	12,267	347
中央ジャワ州	2,513	5,966	8,479	2,610	5,909	8,520	4,778	6,780	11,559	405
ジョグジャカルタ特別州	520	1,283	1,803	682	881	1,563	480	1,094	1,574	540
東ジャワ州	3,028	3,856	6,884	3,547	3,769	7,316	4,137	3,762	7,899	243
バリ州	274	342	615	274	332	605	322	380	702	253
西ヌサテンガラ州	114	292	406	112	250	362	101	163	265	79
東ヌサテンガラ州	77	157	234	65	144	209	33	186	219	67
東チモール州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西カリマンタン州	10	195	206	32	325	357	9	145	153	47
中央カリマンタン州	13	35	48	6	43	49	6	110	116	83
南カリマンタン州	116	505	621	123	498	621	20	330	349	134
東カリマンタン州	64	411	475	62	482	544	73	109	182	97
北スラベシ州	65	509	573	43	532	575	59	599	658	266
中央スラベシ州	19	157	176	24	158	182	18	59	76	45
南スラベシ州	68	575	643	93	665	757	50	376	425	61
スラベシテンガラ州	11	61	72	13	58	71	21	52	73	54
マルク州	25	142	167	52	115	167	7	72	79	43
イリヤンジャヤ州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	11,240	28,099	39,339	12,483	31,807	44,290	15,092	33,151	48,244	269

出典：中央統計局（単位：百万ルピア・ルピア）

表-22 農村部村落の歳入の変遷

	1986/87			1987/88			1988/89			一人あたり
	経常歳入	開発歳入	歳入計	経常歳入	開発歳入	歳入計	経常歳入	開発歳入	歳入計	
アチエ特別州	1,770	11,275	13,046	1,883	11,818	13,701	2,039	12,971	15,010	4,394
北スマトラ州	3,093	10,981	14,074	3,561	11,512	15,072	3,906	12,291	16,197	1,580
西スマトラ州	3,013	11,724	14,737	3,864	11,655	15,518	4,387	13,911	18,299	4,575
リアウ州	784	4,258	5,042	861	4,114	4,995	853	4,160	5,013	798
ジャンビ州	856	3,593	4,449	1,020	3,809	4,829	1,154	3,677	4,831	2,393
南スマトラ州	1,247	4,804	6,052	1,586	4,999	6,585	1,972	4,833	6,805	1,078
バンクル州	337	1,942	2,279	401	2,040	2,441	575	2,356	2,931	2,486
ランブ州	1,506	5,541	7,046	1,612	5,508	7,119	1,872	6,230	8,101	1,347
ジャカルタ特別州	300	1,061	1,361	307	14,247	1,554	320	1,496	1,816	221
西ジャワ州	23,153	39,145	62,298	26,731	43,403	70,135	31,012	48,095	79,107	2,236
中央ジャワ州	38,291	40,886	79,167	40,203	42,340	82,543	49,875	52,103	101,979	3,576
ジョグジャカルタ特別州	5,472	5,481	10,953	6,286	5,565	11,851	6,878	5,057	11,936	4,098
東ジャワ州	46,570	33,428	79,999	51,173	31,767	82,940	58,856	41,061	99,917	3,076
バリ州	2,411	5,070	7,480	2,785	4,368	7,154	3,047	4,558	7,605	2,738
西ヌサテンガラ州	1,096	2,620	3,716	1,360	2,591	3,950	1,586	3,253	4,840	1,437
東ヌサテンガラ州	1,519	7,316	8,835	1,514	6,428	7,972	1,756	6,204	7,960	2,436
東チモール州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西カリマンタン州	2,025	8,823	10,848	2,323	9,052	11,376	1,526	9,864	11,391	3,529
中央カリマンタン州	465	2,471	2,937	442	2,585	3,027	538	2,880	3,418	2,448
南カリマンタン州	952	4,891	5,843	983	4,894	5,877	1,134	5,445	6,580	2,534
東カリマンタン州	836	2,287	3,123	1,007	2,270	3,276	1,143	2,448	3,592	1,916
北スラベシ州	1,048	6,418	7,466	1,328	6,359	7,687	1,736	7,178	8,914	3,598
中央スラベシ州	843	3,567	4,410	734	3,470	4,204	883	3,413	4,296	2,522
南スラベシ州	2,061	8,379	10,440	2,208	8,458	10,666	2,547	8,131	10,678	1,530
スラベシテンガラ州	393	2,094	2,488	501	2,046	2,548	459	2,340	2,859	2,119
マルク州	366	5,462	5,828	465	5,749	6,214	550	5,895	6,444	3,478
イリヤンジャヤ州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	140,409	233,518	373,927	155,140	238,063	393,203	180,605	269,913	450,517	2,513

出典：中央統計局、(単位：百万ルピア・ルピア)

表-23 農村部村落の歳出の変遷

	1986/87			1987/88			1988/89			一人あたり
	経常歳出	開発歳出	歳出計	経常歳出	開発歳出	歳出計	経常歳出	開発歳出	歳出計	
アチエ特別州	1,753	11,270	13,023	1,873	11,817	13,690	2,026	12,922	14,948	4,376
北スマトラ州	3,093	10,981	14,074	3,560	11,505	15,065	3,899	12,248	16,147	1,575
西スマトラ州	2,988	11,724	14,713	3,806	11,631	15,438	4,364	13,929	18,294	4,574
リアウ州	784	4,256	5,039	861	4,134	4,995	817	4,062	4,879	777
ジャンビ州	813	3,582	4,396	1,020	3,809	4,829	1,118	3,675	4,793	2,375
南スマトラ州	1,241	4,781	6,022	1,574	4,999	6,573	1,960	4,799	6,759	1,071
バンクル州	335	1,935	2,270	396	2,039	2,435	575	2,356	2,931	2,486
ランブ州	1,421	5,541	6,962	1,608	5,493	7,101	1,853	6,214	8,067	1,341
ジャカルタ特別州	300	1,058	1,358	307	1,247	1,554	76	1,487	1,564	190
西ジャワ州	22,954	39,196	62,150	26,650	43,459	70,109	30,835	48,200	79,035	2,234
中央ジャワ州	41,458	37,426	78,884	39,083	42,927	82,009	48,706	52,29	101,644	3,564
ジョグジャカルタ特別州	5,066	5,729	10,794	5,987	5,745	11,732	6,125	5,674	11,799	4,051
東ジャワ州	46,351	33,478	79,828	51,039	31,731	82,771	58,561	40,885	99,446	3,061
バリ州	2,377	5,057	7,434	2,251	4,850	7,101	3,038	4,543	7,581	2,730
西ヌサテンガラ州	1,095	2,621	3,716	1,360	2,589	3,949	1,586	3,253	4,839	1,436
東ヌサテンガラ州	1,450	7,223	8,693	1,509	6,428	7,937	1,672	6,151	7,823	2,394
東チモール州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西カリマンタン州	2,023	8,825	10,848	2,323	9,052	11,376	1,526	9,864	11,391	3,529
中央カリマンタン州	455	2,466	2,921	442	2,576	3,017	538	2,880	3,418	2,448
南カリマンタン州	949	4,885	5,834	982	4,888	5,870	1,134	5,441	6,575	2,532
東カリマンタン州	836	2,283	3,119	1,007	2,270	3,276	1,146	2,446	3,592	1,916
北スラベシ州	1,027	6,425	7,452	1,284	6,391	7,675	1,706	7,168	8,874	3,582
中央スラベシ州	791	3,535	4,326	734	3,470	4,204	835	3,379	4,215	2,475
南スラベシ州	2,038	8,359	10,398	2,208	8,488	10,696	2,508	8,048	10,556	1,512
スラベシテンガラ州	393	2,094	2,488	501	2,046	2,548	459	2,300	2,759	2,045
マルク州	345	5,397	5,742	459	5,722	6,181	548	5,869	6,417	3,464
イリヤンジャヤ州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	138,325	234,162	372,486	152,824	239,307	392,132	177,623	270,825	448,447	2,502

出典：中央統計局、(単位：百万ルピア・ルピア)

表-24 州別開発関連投資額（単位：千ルピア）

	人口 (人)	公共開発投資					民間投資			合計
		州レベル	県・市レベル	都市村荘	農村村荘	小計	国内投資	海外投資	小計	
アチェ特別州	3,415,674	26,391,629	56,841,264	284,053	12,992,339	96,939,285	228,200	339,840,000	340,068,200	437,007,485
北スマトラ州	10,252,311	58,446,967	77,216,332	650,237	12,247,330	148,561,266	913,400	637,022,000	637,936,400	786,527,766
西スマトラ州	3,993,764	17,480,157	34,308,164	752,651	13,929,424	66,469,396	456,200	2,655,000	3,111,200	69,580,596
リアウ州	6,278,807	25,237,251	29,897,304	268,574	4,062,427	69,465,556	5,821,300	437,190,000	443,011,300	512,477,256
ジャンビ州	2,018,463	20,416,102	21,793,618	172,620	3,675,278	46,057,618	620,000	0	620,000	46,677,618
南スマトラ州	6,311,958	31,054,246	54,428,576	580,559	4,799,002	90,872,282	1,771,400	78,538,000	80,309,400	171,231,782
バンクル州	1,173,951	13,225,623	9,994,475	142,912	2,355,728	25,718,746	79,400	0	79,400	25,798,148
ランブ州	6,015,803	24,661,921	32,821,084	228,637	6,214,004	63,925,646	891,300	103,191,000	104,082,300	168,007,946
ジャカルタ特別州	8,227,746	314,620,622	0	6,741,742	1,487,481	322,849,845	3,272,300	2,866,161,000	2,869,433,300	3,192,232,145
西ジャワ州	25,391,632	69,396,855	177,756,021	9,113,114	48,200,106	304,466,126	27,323,400	6,534,209,000	6,561,532,400	6,866,103,526
中央ジャワ州	23,515,737	60,393,406	156,049,182	6,730,168	52,923,619	276,156,375	5,715,000	194,169,000	199,884,000	476,040,375
ジョグジャカルタ特別州	2,912,611	15,787,967	17,475,296	1,094,085	5,674,137	39,731,635	420,300	12,213,000	12,633,300	52,364,935
東ジャワ州	32,487,744	86,093,208	183,704,606	3,762,056	40,885,180	314,445,050	2,424,600	1,721,856,000	1,724,280,600	2,023,725,650
バリ州	2,777,356	25,739,424	42,586,696	230,408	4,543,232	73,699,910	(a)	(a)	0	73,699,910
西ヌサテンガラ州	2,268,699	15,159,228	21,615,447	163,278	3,253,262	40,191,325	(a)	(a)	0	40,191,325
東ヌサテンガラ州	3,267,919	18,162,085	17,438,025	186,302	6,151,122	41,957,544	(a)	(a)	0	41,957,544
東チモール州	747,557	15,929,546	7,097,152	0	0	23,026,695	(b)	(b)	0	23,026,695
西カリマンタン州	3,223,073	21,151,557	32,352,343	144,681	9,864,462	63,514,372	1,792,300	12,026,000	13,829,300	77,343,672
中カリマンタン州	1,038,013	24,615,666	19,622,916	109,900	2,830,206	47,228,690	104,800	992,429,000	992,533,800	1,039,762,490
南カリマンタン州	2,596,647	13,655,625	29,889,742	329,766	5,441,101	54,216,234	174,100	217,002,000	217,176,100	271,492,234
東カリマンタン州	1,875,022	29,409,395	42,459,119	109,215	2,445,929	74,423,658	3,149,000	19,116,000	22,265,000	96,688,658
北スラベシ州	2,477,159	24,937,105	17,621,786	599,492	7,168,080	50,326,466	144,000	14,160,000	14,304,000	64,630,466
中スラベシ州	1,703,230	19,143,395	17,706,669	55,679	3,379,164	40,287,910	426,500	2,478,000	2,904,500	43,192,410
南スラベシ州	6,930,539	29,265,745	51,272,723	375,556	8,047,663	88,961,687	547,500	214,378,000	215,425,500	304,337,187
スラベシテンガラ州	1,349,293	14,735,630	12,542,051	51,918	2,299,693	29,629,342	127,000	6,375,200	6,499,000	36,128,342
マルク州	1,532,723	23,420,302	22,576,127	71,612	5,563,833	51,946,874	(b)	(b)	0	51,946,874
イリヤンジャヤ州	1,620,107	22,141,722	10,747,224	0	0	32,838,946	(b)	(b)	0	32,838,946
全 計	179,247,732	1,075,947,315 (6.31%)	1,198,285,042 (7.03%)	32,151,215 (0.19%)	270,724,614 (1.59%)	2,578,106,686 (15.13%)	59,873,400 (0.35%)	14,405,676,000 (84.54%)	14,462,059,500 (84.37%)	17,040,198,186 (100.00%)

注：国内投資(a)バリ・ヌサテンガラ州計 2,462,400、(b)マルク・イリヤンジャヤ・東チモール州計 1,001,500  
 海外投資(a)バリ・ヌサテンガラ州計 1,079,169,000、(b)マルク・イリヤンジャヤ・東チモール州計 2,832,000 (US\$+Rp.1770)  
 出典：中央統計局資料ほか

表-25 州別ひとりあたり開発関連投資額（単位：ルピア/人）

	地域総生産	公共開発投資					(%)GDP	民間投資			合計	GDPに対する 割合(%)
		州レベル	県・市レベル	都市村荘	農村村荘	小計		国内投資	海外投資	小計		
アチェ特別州	755,000	7,572	16,641	83	3,783	23,381	3.62%	67	99,494	99,561	127,942	16.30%
北スマトラ州	899,000	5,704	7,532	63	1,195	14,493	1.61%	89	62,125	62,214	76,717	8.53%
西スマトラ州	740,000	4,370	8,578	188	3,483	16,618	2.25%	114	664	778	17,396	2.35%
リアウ州	824,000	5,612	4,762	42	647	11,065	1.33%	927	69,629	70,557	81,620	9.79%
ジャンビ州	561,000	10,115	10,797	86	1,321	22,818	4.07%	207	307	514	23,125	4.12%
南スマトラ州	927,000	4,920	8,625	92	760	14,397	1.55%	231	12,451	12,731	27,128	2.93%
バンクル州	625,000	11,218	8,477	121	1,993	21,315	3.48%	67	0	67	21,382	3.50%
ランブ州	402,000	4,100	5,456	23	1,033	10,626	2.64%	148	17,153	17,301	27,923	6.95%
ジャカルタ特別州	2,095,000	35,229	0	819	131	39,229	1.87%	393	348,253	348,751	337,990	13.49%
西ジャワ州	654,000	1,961	5,024	258	1,262	8,605	1.32%	773	184,681	185,453	194,053	29.67%
中央ジャワ州	602,000	2,115	5,472	238	1,856	9,684	1.61%	200	6,809	7,010	16,694	2.77%
ジョグジャカルタ特別州	539,000	5,215	6,000	376	1,948	13,641	2.53%	144	4,237	4,381	17,979	3.34%
東ジャワ州	751,000	2,650	5,655	116	1,258	9,679	1.29%	75	53,000	53,075	62,754	8.36%
バリ州	813,000	9,263	15,334	137	1,636	26,526	3.26%	262	114,635	114,896	141,432	17.40%
西ヌサテンガラ州	232,000	4,500	6,416	48	966	11,931	3.59%	262	114,635	114,896	126,327	23.20%
東ヌサテンガラ州	314,000	5,564	5,326	57	1,382	12,309	4.09%	262	114,635	114,896	127,736	40.68%
東チモール州	325,000	21,322	9,494	0	0	30,816	9.20%	237	669	906	31,722	9.47%
西カリマンタン州	736,000	6,552	10,022	45	3,056	19,676	2.67%	556	3,729	4,284	23,960	2.26%
中カリマンタン州	1,018,000	17,633	14,064	79	2,063	33,828	3.32%	75	710,910	710,985	744,323	73.17%
南カリマンタン州	799,000	7,185	11,511	127	2,095	20,918	2.62%	67	83,570	83,637	104,555	13.09%
東カリマンタン州	2,114,000	15,685	22,644	58	1,204	39,692	1.88%	1,679	10,195	11,874	51,566	2.44%
北スラベシ州	515,000	10,067	7,114	242	2,694	20,316	3.94%	58	5,774	5,832	26,090	5.07%
中スラベシ州	511,000	11,229	10,396	34	1,984	23,652	4.63%	250	1,455	1,705	25,358	4.96%
南スラベシ州	508,000	4,192	7,345	54	1,153	12,744	2.37%	78	20,782	20,861	43,605	8.10%
スラベシテンガラ州	572,000	10,921	9,292	38	1,704	21,959	3.84%	94	4,722	4,817	26,776	4.68%
マルク州	748,000	12,646	12,185	39	3,168	28,028	3.75%	237	669	906	28,944	3.87%
イリヤンジャヤ州	866,000	13,583	6,593	0	0	20,176	2.33%	237	669	906	21,082	2.43%
全 計	799,000	6,003	6,655	185	1,510	14,233	1.80%	334	80,367	80,701	95,064	11.90%

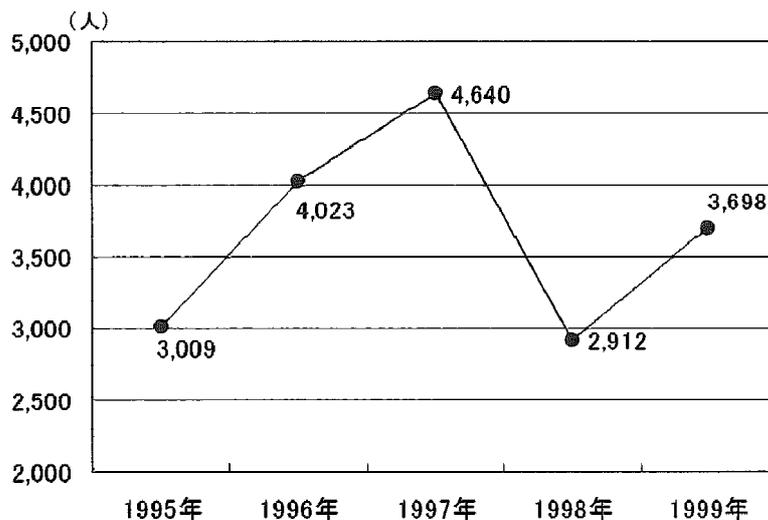
注：人口に基いたるものは異速人口に集約した。出典：中央統計局

## 第2章 サバンにおける産業の現状と課題

### 2-1 観光開発

サバン地区は海洋性観光資源に恵まれた地域であるが、現状はウェ島のビーチ周辺に小規模な簡易宿泊施設などがある程度で、バックパッカー等外国人観光客数が1999年時点で年間3,698人という規模である。その月別訪問者数内訳を見ると、12月13人から4月1,859人と幅が大きい。しかし、1998年は年間2,912人、毎月おおむね180人から280人程度と安定しており、年によって状況が異なる。なお、近年の治安状況悪化の影響も観光客数の推移に影響を与えていると考えられる。

国籍別観光客数（1998年）を見ると、ドイツ人（368人）、カナダ人（293人）、アメリカ人（285人）、オーストラリア人（231人）、オランダ人（220人）、英国人（203人）と欧米人が続き、その次が日本人（190人）となっている。その他、シンガポール人（95人）、イタリア人（95人）、マレーシア人（80人）と続く。なお、内国人観光客数（1999年）は2万9,596人であるが、現地踏査の際観察した限りにおいては、主要観光地区の宿泊客の中に内国観光客の姿は見られなかった。外国人観光客と内国人観光客のニーズ、嗜好、行動の違いなどについて詳細に調査する必要がある。



出所：アチェ州観光局、Data Statistik Kunjungan Wisatawan Mancanegara Dan Data Usaha Pariwisata Propinsi D.I.Aceh Tahun 1999

図2-1 サバン市外国人観光客数の推移

主要観光資源はウェ島西北部を中心に、主に海岸線沿いに分布している。中でもIboihビーチとRubiah島を含む海洋公園及びGapangビーチが主要観光地区である。両地区には主に外国人観光客を対象にした簡易宿泊施設、ダイバー・ショップなどが立地している。Gapangにある宿泊施設は1997年サバンで開催された科学技術博覧会の際に建てられた集会施設、パビリオンを宿泊施設

に転用したものである。

その他、オランダ統治時代の建造物や街並みの残るサバン市街地、市街地に隣接する海浜公園、マラッカ海峡を見下ろす位置にある旧日本軍が第二次大戦中に構築したトーチカの残る海浜地区等、ほとんど開発の手が入っていないビーチや景勝地がある。また、ウェ島の南部、Keunekaiビーチには温泉施設があり、週末には地元民がキャンプなどを楽しんでいる。

さらに、周辺海域に棲息する魚種は約600種といわれ、またウェ島内陸部の森林の多くは島の西北部、中央部を中心に国立公園林もしくは保護林に指定されている。ウェ島の西に位置するプロ・アチェ地区周辺のアオウミガメの繁殖地も含め、その豊富な動植物はエコツーリズム資源としても注目される。しかしながら一方で、インドネシア国内にはサバンの海洋性観光資源に類似した資源を保有する地域は各所にあり、他所には見られないサバン地域固有の観光の魅力をどう形成して行くか今後の基本的課題といえる。

1999年時点の宿泊施設整備状況は、ロスメンと呼ばれる簡易宿泊施設がサバン市街地に4軒（客室数合計100）あり、その他バンガローなどがビーチに点在している。飲食店は5軒（40テーブル、202席）である。

上記の観光セクターの現状、さらに上下水道、道路、電気、通信基盤施設、フェリー・ポート、空港等の運輸基盤施設などの現状から見ると、新規の大規模リゾート開発・関連施設整備等は現実的でなく、既存観光施設の改善・充実を軸に豊かな自然を生かしたエコツーリズムが観光開発の基本的方向と考えられる。

なお、注目すべき点は大型クルージング船がシンガポール、マレーシア・ペナン島等から月1回程度寄港している点である。サバンには現在クルージング船用の大型埠頭がないため暫定的にインドネシア海軍の埠頭の使用許可を取っている。KAPETサバンの情報によれば、出入国手続き、税関事務等もウェ島内で対応しているとのことである。近隣諸国及び国内のリゾート地等と結んだクルージング観光の振興は、サバン地域観光開発の柱の1つになる可能性もあり、エコツーリズムと並んで、その開発可能性の分析も観光開発の重要課題の1つと考えられる。



図2-2 Rubiah島海中公園

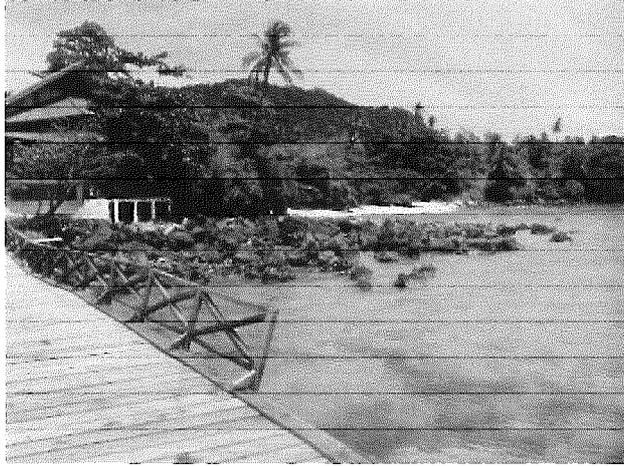


図2-3 Gapangビーチ



図2-4 Keunekaiビーチ温泉施設



図2-5 ウェ島内にあるバンガロー施設



図2-6 旧日本軍のトーチカの残る海浜地区

## 2 - 2 水産開発

### (1) ウェ島の漁業

本計画が対象とするサバン地域の内、サバン行政市が置かれているウェ島の漁業の概要を表2-1に取りまとめる。計画地域では大きな漁船でも全長は12m～14m程度にとどまり、最大でも30GT（総トン数）を超えないとのことである。総トン数30トンを超えると漁船登録などの行政管理は中央政府水産総局（DGF）が担当し、下回ると州政府が担当することになるので、地域内の漁船はすべて州政府並びに州内の行政市または分州の管轄下にあると考えて良い。

表2-1 ウェ島の漁業生産量（ton）、水揚金額（1,000Rp）、漁船隻数（隻）、漁業者（人）

年次	漁業生産量	水揚金額	無動力	船内機	船外機	漁業者
1995	683.4	881,805	141	27	138	866
1996	636.8	872,180	143	37	138	902
1997	990.0	1,230,995	140	48	109	905
1998	910.2	5,693,440	208	49	75	919
1999	1,214.2	10,691,840	212	69	78	919

出所：Dinas Perikanan, Kota Sabang (July 2000)

表2-2 同魚種別生産量（生産量が上位5位以内のもの）

（単位：トン）

魚種	1995	1996	1997	1998	1999
Tongkol (Eastern little tuna)	125.7	36.0	100.3	142.5	170.9
Layang (Scads)	71.0	68.5	103.5	127.1	164.6
Cakalang (Skipjack)	89.9	82.4	77.3	100.0	162.4
Ekor kuning (Yellow tail)	57.1	62.3	133.4	65.0	120.9
Alu-alu (Brracuda)	35.8	32.9	89.0	73.2	93.7

出所：Dinas Perikanan, Kota Sabang (July 2000)

過去5年間を通じて生産量は増加傾向を示している。これは船内機船が増え全体の漁獲効率を上げていることによるものと思われる。1997年中途に東南アジアを襲った経済通貨危機はインドネシア経済にも深刻な影響を及ぼし諸物価の高騰を招いたが、その結果はこの間の魚価上昇に示されている。主要魚種はカツオ類とアジ類で、ほかにブリ類、カマス等があげられる。季節風による漁期があり、6月～11月は西風が強いので出漁が難しい日が多く、11月～5月に水揚が多いとのことである。主な漁法は手釣り、曳縄、浮刺網、底刺網で、船内機船では小型巻網に就業する船も見られる。1999年現在で13隻が小型巻網漁を行っており、主にカツオ類を漁獲しているといわれる。使用されている巻網は、網丈は60mで浮子網長は1,000mから1,200mといわれる。

なお、計画対象地域には他にAceh Besar分州の行政管区下にあるBreuh島など3島が含まれる。ウェ島に比べ人口がおよそ5分の1と少ないことから沿岸漁業勢力もウェ島より小規模と推定される。今回の予備調査では3島に対する現地調査や分州の水産当局関係者と面談する機会が得られなかったため、以下ではもっぱらウェ島の漁業に関する調査知見を取りまとめている。これら3島では、ウェ島と同様な島嶼部での沿岸漁業が営まれているので、漁場が隣接することもあり、共通する特徴は多いと思われる。

## (2) 漁業集落と漁協

サバン市ディナス・ペリカナンの資料（前掲、2000年）によれば、伝統的な村落リーダー“Panglima Laut”（海の将軍）が選出されている漁業集落はウェ島に8箇所ある。これらはすべて島の東半分にあり、北から列挙するとLe Meulee, Pasiran, Pria Laot, Ano Itam, Balohan, Jaboi, Beurawang及び南端のKeuneukaiである。ほとんどが西風から遮蔽された地勢に位置している。島の西半分では東側の海岸にいくつか集落が見られ、その内Iboih地区等で漁業が営まれている。1998年の統計によれば（Sabang Dalam Angka 1998）、ウェ島の漁業世帯数は714世帯である。この統計ではおなじく漁業者数を958人としている。サバン市ディナス・ペリカナンの話では、主たる水揚はPasiran, Le Meulee, Balohan, Pria Laotなど5箇所で行われている。

ウェ島にはLe Meulee, Jaboi等4箇所に漁業協同組合が置かれている。今回調査したJaboi地区の漁協は1999年に設立され、組合員は約100世帯で会費を月額1,000ルピア納入している。専従職員は6名とのこと。政府の支援で調達された漁船13隻（うち5隻が小型巻網船クラス）が漁協の管理下に置かれている。詳細は聴取しなかったが、乗員を雇用して自営船として運用するのではなく、委託または貸出して組合員のグループが運用する方法を取っている模様である。ほかに私有の漁船が無動力6隻、動力船4隻がある。Jaboi地区の漁業集落は1992年頃にアチェ州や島内からの移住者によって形成されているので、このように漁協所有の漁船数が私

有を上回る状態となっているものと思われる。漁協施設として他に魚類の天日乾燥場、倉庫、上開き式小型冷凍庫、日常用品小売店がある。前浜には桟橋はなく水揚は自然海浜で行われている。

この漁協は漁獲物を干魚にして出荷している。出荷は当然に管理下の漁船の漁獲物が中心になると思われるが、私有船の漁獲物も集荷していると思われる。出荷は不定期であるが、大体週1回程度、1回に干物50kg入りを10個位バンダアチェに出荷している。理由は聴取していないが、漁協幹部の話では、鮮魚よりも干物にして出荷したいとのことである。売り値、保蔵の容易さ、販路の確保など種々の条件から、そのような判断が為されているものと思われる。組合運営面での問題としては、資金繰りが大変であること、漁船のエンジンの保守費用が嵩むことがあげられた。

### (3) 漁業振興上の課題

ウェ島の漁業は総じて経営規模が零細で、使用されている漁船も小型で耐航性に欠けるものが多数を占める。船内機船であっても全長6m程度の船では燃料タンクが30lと小さいものが多く、沖合漁場への到達能力に欠ける。特に無動力船の漁場は沿岸近傍に限定されるので、無動力船が60%を占める現状は、沿岸資源に対する漁獲圧力が相当に高まっていることを示唆する。資源事情の現況について聴取調査（主要魚種に対する操業時間、漁具量等で示される漁獲努力量が過去に比べどの程度増加しているか）などで確認する必要があるが、漁家経営に悪影響を与える事態にまで悪化している場合は、動力化により漁場の選択範囲を拡大することが望まれる。動力化には一般に別の問題を伴うがこれについては次に述べる。

一般に零細漁家は専業・副業を問わず漁業に生計の全部または一部を依存するところが多い。また漁船や漁具の調達費用の弁済が長期間続くために、漁業が不振となっても容易には中止・転業できない事情を伴うのが通常で、これらが漁家経営の特徴となっている。先進国と途上国とを問わずこの点はよく共通している。漁船装備や漁具への投資によって水揚量を上げて、償却や保守費用を含む生産費用を管理しないと漁家経営は改善されない。極端に言えば、設備投資をしなくても、生産資材の共同購入など費用管理を徹底することで漁業収支が好転し、ひいては漁業所得が向上することもあり得る。漁船の動力化について慎重を要するのはこの点である。生産費用で大部を占める燃油費は水揚量にかかわらず出漁する限り常に発生する。したがって、動力化にあつたては、漁家に収支管理の短期長期のガイダンスを行うことが必要と思われる。

このように、開発施策の検討に際し漁家経営に運営コストが発生する施設整備を計画する場合には、行政府が行う水産普及事業に漁家経営指導を含める体制を整えることが望ましい。ただし実際には、経営指導事業は種々の面で困難を伴うものと思われる。普及要員の訓練もさる

ことながら、経営指導には漁家に家計簿を記帳してもらわなければならないので、積極的な「篤漁家」を育成することが前提となる。これには長期の地道な努力が必要で容易には実現し難いことを認識しておく必要がある。このような認識のうえで、種々の努力の一環として、州政府の普及要員に対する訓練研修を積極的に取り込むことを本開発計画の重要課題の1つとして提言することが望まれる。

ウェ島の漁業には、無動力船に生計を依存する漁家もあるが、小型巻網漁業や魚探など新漁法を導入にするに足る資本力を持つ、あるいはそのような資金が利用可能な、日進月歩の漁家経営体も一部ではあるが見られる。現状において小型巻網漁業はカツオ類を対象としており、氷蔵して隣州メダンの缶詰工場に出荷しているといわれる。なお、サバン市ディナス・ペリカナンの資料（前掲、2000年）には、沖合のマグロ資源開発（後述するようにサバンではかつて漁業会社がマグロ漁業を操業していたので「再興」というべきかもしれない）の可能性が言及されており、また居住・地域開発省（当時）での協議でもマグロ延縄漁業の開発を課題とした旨の発言があった。マグロ資源は市場性が高いことから、開発施策担当者の関心を呼ぶのはごく自然であるが、高度回遊資源としてその資源保全に国際協力の必要性が指摘されて既に久しいのは周知のとおりである。インド洋では、Indian Ocean Tuna Commission（IOTC、1996年設立）がタイ、スリランカ、豪州、我が国など加盟15か国の協力を得てマグロ類資源管理に対する努力を継続している。2000年9月現在インドネシアはこの機関に加盟しておらず、いわゆる国際協調上の義務に制約されない立場を取っている。このために同国が沖合マグロ漁業の開発に乗出しても、その開発事業に対して加盟国から経済・技術支援を受けることは期待し難い状況にある。

#### (4) 地場産業振興と人材育成

なお、サバン市関係者との協議を通じて幾度か繰り返し強調された先方の産業開発上の方針について特記しておきたい。1つは地元小規模産業のボトムアップに重点が置かれていることである。これはアチェ州知事の発言においても外部資本の導入を図る時は地元勢の実質的な参加（すなわち資本、労働力、技術の連携）が条件となることが強調された点と共通している。域内の社会経済の空洞化あるいは植民地化をもたらすおそれがある外部資本100%による地域開発を避け、地道ではあっても地場産業の育成を通じて長期的な地域開発を探る意向がここに見られると考えられる。例えば水産分野では、沖合漁業開発を目的として他州の漁船の導入を図るために、地元には存在しない大型漁船用の水揚補給施設を備えた漁業基地を整備しても、地元の漁船勢力に益するところは直接間接になく、また将来漁況の変化などで他州船が引揚げられるような事態になった際に、地元で蓄積するところが何も残らないようでは困るとする考えと思われる。本格調査を進めるにあたっては、このような地元小規模産業の育成を重視する先方

機関の方針を尊重すべきと考える。

いま1つは、人材開発である。地元小規模産業の開発振興を左右する基本的な条件として各分野の人材育成が重視されており、その必要性が繰り返し強調された。行政・民間の区別を問わず、産業振興施策の立案・実施に直接関与する担当者レベルでの人材育成が望まれているように見受けられた。サバン市関係者との協議では、オンサイト・トレーニングや州外・国外での訓練研修施設でのトレーニングの得失についての比較が話題となるなど、先方機関がこの課題について論議を重ねている様子もうかがえた。今回の予備調査の結果では、水産セクターの訓練研修分野として、とりあえずは漁業経営、原動機保守、水産加工、沿岸漁業管理があげられると思われる。

表2-3 水産セクターの訓練研修分野とその目的

訓練研修分野	必要性あるいは目的	訓練対象
漁家経営	漁業の収支管理をいかに行うか漁家単位の経営を改善することを目的とする。例えば、漁獲物の鮮度管理が問題となる場合でも、氷の使用（費用増）が魚価に反映（収入増）されない状況では保蔵用氷の普及は困難。塩干魚流通に見通しがあればその加工技術普及で収入増を図ることもあり得る。このように地元の条件に見合った解決策や課題は多岐にわたる。本分野の人材育成は最優先。	行政 (水産普及)
原動機保守	現地で普及している船外機と汎用小型ディーゼル機関の保守・修理技術体制の確立を目的とする。技術取得とともに、部品調達、在庫管理などの組織化・合理化を通じて修理期間・費用を低減する体制を整える。	行政、 造船公社
水産加工	漁村集落では塩干加工が一般に見られた。余剰漁獲物の対処など主に保蔵期間の長期化を目的としているのが現状であるが、中には漁協の施設として、四周に防虫網を張った天日乾燥場を置く地区もあった。このような簡易な加工であっても付加価値を増やす方策やその販路の開発により漁家所得の向上を図ることが求められる。なお、行政関係者には、缶詰加工施設の導入を求める声強い。高付加価値を得る良い方法であるが、原料魚の定量確保、缶材料等のコスト管理、販路開発など経営技術は一段と複雑化する。	行政、 漁協、 民間
沿岸漁業管理	無動力の手漕ぎ船は到達範囲が狭いため漁場が限定される。沿岸近傍の漁場では紛争が生じて Panglima Laut の調停が必要になることがあるとの話も聞いた。このような現状を考えると、漁場によっては漁獲圧力が相当に高まっていると考えなければならない。共同体ベースの漁業管理を確立し漁業者組織を支援するために、いずれ適切な水産普及事業の体制を確立することが必要となる。	行政、 漁協

以上では予備調査の結果に基づいて、水産分野において必要と思われる人材開発の概要を訓練分野、目的及び訓練対象者に分けて例示した。本格調査では、地元水産業の振興を目的とす

る人材開発の必要な分野とその訓練手段について精査を行い、その結果に基づいて例示のようなフレームワークを更に具体化した計画案を作成し、我が国をはじめ、東南アジア漁業開発センター訓練部局、コロンボ計画など利用可能な技術協力分野の援助制度を活用する方向で提言を行うことが望まれる。

## 2 - 3 農業開発

サバン地域は以前、丁子（クローブ）をはじめとする香辛料を産出する島として名高かったが、今ではそれら丁子畑の多くは価格下落のため耕作放棄されている。現在は地域内消費を主とする野菜、果実栽培が農業の中心である。米作は適地が少ないこともあり1998年時点で、ウェ島の水田面積137ha、産出量554 tであり、自給水準に達していない。

野菜・果実栽培は表2-4、2-5に示すとおり、キュウリ、ナス、カンクン、チリ及びマンゴー、バナナ、パパイア等を生産している。その他、ココナッツも1998年で1,443 t生産されている。

表2-4 ウェ島の野菜作付け面積と生産量（1998年）

作 目	作付け面積 (ha)	生産量 (t)
ホウレン草	30	57
赤玉ネギ	18	15
チリ	35	52
カンクン	27	56
キュウリ	25	92
ハクサイ	30	29
ナス	24	66
トマト	16	37

出所：Sabang in Figures 1998

表2-5 ウェ島の果実栽培（1998年）

作 目	果樹本数	生産量 (t)
マンゴー	5,250	277
バナナ	29,660	114
パパイア	30,800	140
サラック	6,750	11
ジャックフルーツ	1,715	59

出所：Sabang in Figures 1998

サバン地域が自由貿易地域に指定された後、新たな通商、海運、空運拠点としての役割強化などが図られることになるが、今後の課題として、寄港船及び来島者の増加、定住人口増加等によるサバン地域内の需要変化の分析を踏まえ、それに対応した生産作目の見直し、農産物供給力の拡大などがあげられる。

## 2 - 4 工業開発

### < 総括 >

面談を通じて、総じて中央政府の居住地域開発省以外の省庁は、サバンの工業開発について関心が薄いとの印象を受けた。工業省次官でさえ、中央政府の権限の及ばないことを理由に特定地域の工業開発に関する具体的な発言を抑えている感じであった。PERUTAMINA、中小企業省等も同様である。海運総局では、自局が実施している港湾整備（棧橋増強：180m）計画があるので、その問題に関しては熱心に説明があったものの、それ以外の事項については及び腰であった。国家開発企画庁では、政治的要請について理解を示すものの工業開発のfeasibilityには疑問を呈するありさまであった。

石油基地に関しては、中央ではPERUTAMINAが担当窓口とのことであるが、自社の国家備蓄計画候補地の1つとしての位置づけにすぎず、地理的条件の優位性からその可能性を述べるのみで、基地としての総合的な論理的評価は全く行われていない。基地適地のフィージビリティ調査はバンドン工科大学（ITB）に委託しており、PERUTAMINAとしては基地としての必要条件につき話し合うための基礎知識も有していなかった。UAEや韓国の企業からの提案についても一切関与していないと、冷たい反応であった。

一般工業開発に関しても、工業省、中小企業省ともに具体的な案もなく、すべて地方政府の問題であると割り切っている。ただ中小企業省では「地域住民参加型の工業開発」が重要であるとの発言があった。

地方政府、特に地元サバン市並びに地元民の工業開発への期待は大きく、大規模開発につながる石油基地、地元産業育成型小規模工業、先端技術による高度加工工業（電子機器、バイオ産業等）に期待が集まっているが、現時点では単なる夢物語で具体的な内容につき真剣な議論はされていない。ただアチェ州工業局長はサバンの自然保護の重要性から、石油基地を含む公害発生型工業の誘致には消極的発言があった。したがって、石油基地を含む大規模工業開発は避け、既存家内工業の合理化程度の開発が有効であろう。

ただし、本格調査にあつては、主として現地関係者の熱意や中央政府の政治的意図を考慮して、これらの開発を否定するのではなく、実現にあたっての課題・問題点を指摘する方向で報告する必要がある。

特に、石油基地については数多くの問題点が予想されるが、その一部を以下に紹介する。

#### (1) 石油積替基地

地元では開発の目玉として期待は大きいですが、ITBを含む識者・コンサルタント間では同基地開発の問題点が大きいことを認識しており、規模の縮小（インドネシア国内需要・国家備蓄に限る）等の代案も検討されている。一方産油国のUAEや韓国の企業が関心を示しているとの

ことで、地元は問題を理解せずただ期待のみが膨らんでいる状態である。したがって、東南アジア・極東需要家向け石油積替中継基地、インドネシア国内向け中継・備蓄基地の2つのケースについて調査が必要である。

#### 東南アジア・極東需要家向け石油積替中継基地

##### 1) 採算性

まず、中東 - 基地間にULCCを就航させることによる運賃低減が、莫大な投資を要する基地建設費（約2,000億円ともいわれている）に見合うかどうかについて検討する必要がある。現在では20万トン級タンカーがマラッカ海峡を航行している。水深23mの同海峡を通過できない大型船はロンボク海峡を航行している。

##### 2) ULCCの隻数

50万トン以上級のタンカーは世界でも非常に少なく、現在このクラスのタンカーの着岸可能岸橋はサウディ・アラビアのラスタヌラ港、日本の喜入港と数える程しかない。したがって本計画の石油基地使用が特定の産油国と消費国企業間の石油取引に限定されることにならざるを得ないと推定されるが、それで採算が採れるかは疑問である。

##### 3) 取引条件

原油取引にはCIF（荷降ろし港渡し）とFOB（積み込み港渡し）の両者があるが、通常後者が大半である。この場合はタンカー用船を荷主が行うので、中東産油国と石油積替え港間のULCC用船も荷主が行うことになり、当然船荷の石油も荷主の所有物である。既に購入済みの石油を、一旦荷降ろし貯蔵したうえ積替えする作業を第三者に任せるには問題が多い。特に所有権保証、品質保証、数量保証の問題は大きい。

さらに、石油の油種が複数の場合は積替えのすべての過程での混合を防がねばならず、これも基地設備の複雑化、巨大化や基地運営上の難しさなどの問題となる。

最も可能性の高い問題解決法は、特定産油国（企業）が基地建設及びULCC建造に投資し、同基地FOBで石油取引する方法であろう。この場合プロジェクトの採算性は売り手の産油国側の責任となり問題は比較的単純化される。

##### 4) 港湾整備

基地候補海域の水深が非常に深い（深水70mともいわれている）とのことだが、本当にULCCが着岸するために必要な面積（船の旋回には相当大きな海域面積が必要）が確保できるのか十分な検討が必要である。また、水深が大きくなるほど浚渫費は割高になる。ウェ島（サバン）周辺の詳細な海図の提示を求めたが、結局入手できなかった。

##### 5) 気象条件

特に風力、波高、潮流等がULCCの入港・着岸に問題がないか。観測データはあるとのことだが、どの程度のものか不明である（海軍が保有している様子）。

## 6) 環境保全

石油荷役には漏油が伴うことは避けられないので、油濁による環境影響は避け難い。さらに栈橋建設による海域特に海底状況の改変、貯油設備建設のための土地造成など特に漁業・環境資源への影響は大きい。

## 7) 労働力確保

自動制御化は当然考慮されるが、目的の基地規模では関連産業を含めて200人程度の労働力が必要で、島民で確保できるかどうかの確認が必要である。島外からの出稼ぎ労働者で占められるのであれば、結局大半の利益が島外へ持ち出される可能性がある。

## 8) 用役手当て

用水・電力ともに不足する可能性がある。電力は自家発電設備を建設して安定確保することが可能であろうが、用水は島内で水源が十分確保できるか懸念がある。水源調査の報告書はあるとのことだが、内容はあまり期待できない。改めて調査が必要であろう。

## 9) 社会環境の激変

特に石油基地のような大型開発では、設備建設に非常に多数の外国人を含む関係者が一時的に数年間この長閑で平穏な島にやって来る。さらに基地完成後は多くの船員達や基地運営にかかわる外国人が多く来島する。これらは従来島の生活を変えて大きく変える結果を生み、島の社会環境を一変させる可能性がある。

したがって、調査項目例として以下のものがあげられる。

### 技術面

- (a) 世界のタンカー船型の推移：現存ULCCの隻数と運行の実態、今後の建造計画、今後の運行計画、荷主としてのULCC評価
- (b) 既存中東石油積み出し港のULCC着岸能力及び建設・増強計画
- (c) 中東産油国及び東南アジア、極東消費国の本件に関する興味（中継基地として利用の可能性・評価の実態調査）
- (d) 基地として石油取引ビジネス上の制約条件とその解決の可能性の検討
- (e) 必要設備能力の概要と総建設費概算
- (f) 必要港湾整備工事の基本設計（航路浚渫、防波堤、安全標識等）

### 経済・財務面

- (a) 年次別期待取り扱い数量の推定
- (b) 積替えによる運賃合理化額（年次別期待総額）概算
- (c) 施設運用経費概算
- (d) 経済性総合評価

#### 商取引面

- (a) 産油国が荷主として石油基地を積み出し取引港（FOB対象）として評価する可能性
- (b) 消費国が石油基地を積み出し取引港（FOB対象）として評価する可能性
- (c) 消費国企業が自社購入済みの石油を基地中継で積替えに興味を持つ可能性
- (d) 第三者による資産管理のリスク
- (e) 保険の適用の可能性
- (f) 品質・数量の保証
- (g) 品質保証のための施設・設備（複数の油種の混合防止）の複雑化

#### インドネシア国内向け中継・備蓄基地

インドネシア鉱業、PERUTAMINAは現在、国内の数箇所の候補地を検討中で、ITBが委託を受けて調査を始めようとしている。非常に政策的な面が多いので、基本的にはITBをローカルコンサルタントとして起用し、調査の主体をこれに任せるのがベストと考える。

#### (2) 小零細工業開発

石油基地以外の工業開発としては、地場産物の小規模加工業が差し当たり有望であり、またサバンの自然・社会環境を急変させない点でも望ましい形態の開発である可能性がある。将来は自由貿易港による経済の活性化現況を見ながら更なる工業開発を計画する。

当面の小規模工業としては、水産物の保存・出荷のための保冷・冷凍保存設備の整備、水産物干物加工場、特産果実であるバナナ、マンゴー、ドリアン、カカオの加工（菓子など）、ヤシ油の加工製品製造、木材加工（藤、マホガニー製品加工）等が有望と考える。大掛かりな機械化ではなく、現状の手作業を少し合理化する手段としての道具の導入を第一歩としたい。

そのためには、現状の十分な把握と事業者の考えの吸収が重要である。途上国の例にもれず、島の零細企業家たちは経営に関する基本的な理解が十分でなく、現状の合理化や品質向上の必要性を痛感していない。現状で何とか経営が成り立っている所以でこれ以上の改善は不要であるとし、ただ規模の拡大のみを期待している。経営の合理化や品質の改善により、利益が向上することを理解させることが肝要である。

### 第3章 サバンにおけるインフラの現状と課題

#### 3 - 1 観光開発

##### (1) 宿泊・飲食施設

観光振興という観点からは、そのインフラ整備は宿泊・飲食施設、運輸基盤など直接関連あるインフラのみならず上下水道、電力、道路、通信、医療施設等を含む総合的な整備水準の向上が求められる。一般的にその総合的な整備水準の高さが観光地としての魅力、快適性を高めるからである。既に一部述べたようにサバン地域は上記のすべての面でまだ整備水準は低いのが現状といえる。

宿泊及び飲食施設の現況は以下のとおりであるが、バンダアチェ市に比較すると、質、量ともに低水準にとどまっている。なお、アチェ州観光局の統計に記載されていないホテルもしくはロスメン以外の宿泊施設として、Iboihビーチに約50のバンガロー、飲食店6軒、Gapangビーチに30のバンガロー、飲食店4軒、Lueng Angenビーチに10のバンガロー、飲食店1軒がある。

何れの宿泊施設も温水供給設備を持たないものが大半であり、外国人観光客を対象とする場合、客室設備の改善、改良が今後の課題の1つである。

表3-1 サバン市及びバンダアチェ市の宿泊施設（1999年）

施設グレード	ホテル						ロスメン					
	3星	2星	1星	客室数			3	2	1	客室数		
				3	2	1				3	2	1
サバン	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	73	24
バンダアチェ	2	1	4	100	40	235	4	7	6	163	163	88

出所：アチェ州観光局、Data Statistik Kunjungan Wisatawan Mancanegara Dan Data Usaha Pariwisata Propinsi D.I.Aceh Tahun 1999

表3-2 サバン市及びバンダアチェ市の飲食施設（1999年）

	レストラン			就業者数		
	軒数	卓数	席数	合計	男	女
サバン	5	40	202	28	22	6
バンダアチェ	63	567	2,268	291	193	98

出所：アチェ州観光局、Data Statistik Kunjungan Wisatawan Mancanegara Dan Data Usaha Pariwisata Propinsi D.I.Aceh Tahun 1999

## (2) 道路・運輸インフラ

陸運、海運、空運の整備拡充は、観光開発のみならずサバン地域開発全体にとっても重要課題の1つである。道路から見ていくと、総延長は273.888km、その内訳は州道37.50km、市道138.15km、村道105.92kmとなっている。

(注：これら内訳を合計すると281.57kmとなるが、KAPETサバン提供資料“Integrated Economic Development Zone (IEDZ) SABAG”に記載された総延長と内訳データをそのまま記述)

道路状況は90%が良好、10%が不良とされている。また、1998年サバン市統計年鑑(Sabang in Figures 1998)に記載された道路状況の4段階評価(優Baik、良Sedang、不良Rusak、不通Rusak Berat、注：評価の定義は不明であり、要調査)によれば、州道は100%が良、一方市道は56.6%が優、17.1%が良、15.1%が不良、11.3%が不通に分類されている。

現地踏査でウェ島内の主要道路を視察した限りにおいては、ほとんどの区間が舗装されており、4輪駆動車であれば島内の主要区間の通行には支障のない水準に達している。しかし、舗装路面の状態は必ずしも良好でなく、路面の仕上げの悪さ、及び老朽化からくる振動が走行中にかなり感じられる。

今後の課題としては土地利用計画と連携した主要道路のネットワーク化及び高規格化があげられる。

島内の公共交通機関をみると、タクシー、ミニバスも若干あるが、大半はピックアップ・トラックが後部荷台に人を乗せて走っている程度でほとんど整備されておらず、その運行頻度も多くない。観光客はフェリー埠頭付近などにいる車と値段交渉して利用しているのが現状である。

次に海運であるが、ウェ島にはサバン港とバロハン港(フェリー・ターミナル)がある。本島とウェ島を結ぶフェリー・ボートはバロハン港と本島クルンラヤにあるマラハヤティ港間18マイルを約2時間で結んでいる。現在は水曜日、木曜日が往復1便、他の曜日は2便運航されている。バロハンのフェリー・ターミナルは老朽化しており改善計画がある。また、マラハヤティ港はバンダアチェ市内から東へ車で約30~40分と離れており、現在バンダアチェ市ウレー・ルエに掘り込み式の新たなフェリー・ターミナル港が建設中である。市中心部から車で10分程度の距離に位置し、ウェ島バロハン港との距離も16マイルと短い。1,000トンクラスのフェリー・ボート2隻、150トンクラスの高速ボート2隻が同時に発着できる。また周辺部は旅客ターミナル、駐車場整備のほかに、商業施設等の開発が予定されている。

新フェリー・ターミナルからはウェ島のみならず、サバン地区の他の島々(プロ・アチェ地区)へのフェリー、高速ボートも運航される予定である。新港の整備は本島とサバン地区のア

クセスビリティーを大きく改善することが期待されている。

サバン市市街地に隣接するサバン港地区は126haの面積を持ち、水深7～30mと深く3万トンクラスのクルーズ船が発着可能である。現在は、長さ32mの多目的埠頭、長さ162m×幅50mの倉庫地区がある。その他、海軍の埠頭は長さ200m、漁港の埠頭は100mである。現在クルーズ船は海軍埠頭を使用しており、専用施設はない。サバン港も改修・拡張計画があり、まず2年以内の完成をめざし、現在インドネシア港湾公社により長さ180mの多目的埠頭の建設計画が進められている。



図3-1 ウェ島バロハン港フェリー埠頭



図3-2 マラハヤティ港フェリー埠頭



図3-3 バンダアチェ市ウレー・ルエ新フェリー港の建設現場

次に空運であるが、市街地から2.5kmの距離に空軍が管理するマイムン・サレー空港がある。自由貿易地区時代はサバン、バンダアチェ、メダンを結ぶ定期便も運航されていたが、今は運航されていない。しかし、現在サバンが経済開発地区に指定されることを受け、民間旅客便、貨物便需要増を見込んだ国、及び州に依る空港拡張計画が進められている。現在1,400mの滑走路を1,850m×30mに延長し、旅客ターミナル、貨物ターミナル等を整備するというものである。フォッカー50、CN-235、ツイン・オッタークラスの航空機の乗り入れを可能にし、国内線はバンダアチェ、メダン等、国際線はマレーシア（ランカイ島、ペナン島、クアラルンプール）、タイ（プケ島）、シンガポールを結ぶ路線の開設を計画している。

### 3 - 2 水産開発

#### (1) 漁業支援施設

既存の主たる漁業支援施設はサバン市街地のPasiran及び隣接地区に集中している。商港の旧保税倉庫を利用した日産100トンの製氷場では、50kg角氷が生産され、1本6,000ルピア（砕氷する場合はプラス500ルピア）で小売りされている。一般需要向けであるが漁業用にも一部購入されている。Jaboi地区の漁協に置かれている小型冷凍庫はPasiranで調達した氷の保蔵が目的との説明があった。氷の価格は120Rp/kgとなる。1999年の水揚統計から見ると平均魚価（浜値）は約8,800Rp/kgであるから高い氷ではない。

Pasiranには漁業用栈橋が2箇所あり、1つはコンクリートで被覆されており、もう1つは鉄骨トラスの簡易栈橋で上部は木製である。簡易栈橋の方は修理困難な程に老朽している。後述のように岸壁拡張工事が本年中（2000年）にも着工される予定であることから、その際に撤去・新工事などの対応が取られるものと推定する。

コンクリート栈橋に直面する位置に漁業公社PTA Semudra Basar (PSB)が所有する冷凍庫

と製氷施設がある。本施設は我が国の有償資金協力で1973年に建設され、以降1984年まではPSBの運営下で稼動していた。インドネシア国では当時の漁業公社はカツオー一本釣り漁業に従事していたので、サバンでも同様であったと思われる。コンクリート棧橋には今でもFRP製小型一本釣り漁船が数隻係留されている。その後1989年から1996年までは施設の運営は民間会社に委託されカツオ類の保蔵に使用されていたといわれる。現在はタイロンと称する民間会社に貸出されているが、同社の漁船が回航されていないために稼動していないとの説明を受けた。冷凍庫は3室もしくは4室から成り、保冷温マイナス30 で容量は900トンである。前室、断熱扉、各室の内壁、外部の氷シューターを視認する限りでは、いずれも保守されており、稼動を再開する上で支障はないように見受けられた。製氷機は見えていないが日産5トンとのことである。

## (2) 支援施設整備の必要性

裏づけとなる水揚統計は入手していないが、サバンの水揚拠点の中でPasiranはおそらく最大の漁船勢力を集める地区と思われる。水産総局のインフラ担当部局の話によれば、北側で隣接する造船公社から南側に続く自然海浜までの延長200m乃至250m程度の汀線前面を水深2.5mまで埋立て、岸壁工事を行う計画がある。ボーリング調査を含む設計段階は既に終了しており、本年度予算（財源はSPL）が付され入札手続き中とのことであった。計画の係留岸壁は既存のコンクリート棧橋を境に漁船のサイズによって使い分ける計画で、竣工後は棧橋南側の岸壁で小型船の水揚補給が可能となるものと思われる。

Pasiranを除く他の地区の水揚拠点では棧橋は設けられていない。船内機船であっても小型のものは浜揚げが可能ではあるが、水揚補給の便や地区によっては遮蔽水域が必要なことを考えると、いずれは小規模な外郭施設が求められることになろうと思われる。島内道路は良く整備されているので氷の調達もPasiranの製氷場で可能である。これらに対し、水揚・出荷作業など漁獲物の荷捌きが屋外で行われているので、鮮度保持を期する上で荷捌き場整備などの対処が必要である。なお今回の予備調査で見かけたところでは、Ie Meulee地区では水揚場所に隣接して漁獲物荷捌き施設一棟が建設中で、既に躯体と屋根は完成していた。本格調査の段階では竣工していると思われるので場合によっては運用の状況が確認できる。

## 3 - 3 農業インフラ

農業は既述のとおり、地区内消費を中心にした野菜、果樹栽培が主であり、それらを対象とするインフラ整備計画は特にない。

### 3 - 4 工業開発

#### (1) 水供給

現状は島の小さな池からの地下浸透漏水を貯水して島内に水道水として配水しており取水限度量は約100 t /日、ただし配水管能力不足のため時間給水している。水資源の調査は開発計画に最重要な問題である。地元の話では、水資源は豊富とのことだが、科学的裏づけは入手できなかった。

#### (2) 電力

現在、稼働可能な発電機は1,100KWHが1基、1,040KWHが2基、で通常内2基の稼働で、島内の電力需要を賄っている。小規模の家内工業程度の工業開発では現有発電所能力で需要を充足できるかも知れないが、石油基地実現時には安定供給を考慮して、基地内に大型の自家発電設備が必要と考える。なお電力公社の設備はインドネシア全土がすべてディーゼル発電機によっているとのことで、島でも旧式のディーゼル発電機を使用している。増設する場合も、操業・保守を考慮すると、同形式の発電機が望ましい。

#### (3) 道路

島内道路は一応舗装されており、基本的には大きな問題はない。維持補修は一部十分でない所もあり、整備は必要である。工業開発の内容・規模によっては新設・改修が必要となる。

#### (4) 海運

石油基地については、ULCCの入港・着積が可能な水深を有する海域があるとの説明だが、この点を明確にする海図は入手できなかった。石油基地用には専用の港湾・棧橋設備の建設は必要であり、小規模工業用としては、現在建設計画中の180m汎用棧橋が規模として十分であろう。

#### (5) 空運

市街地から2.5kmの距離に空軍が管理するマイムン・サレー空港がある。自由貿易地区時代はサバン、バンダアチェ、メダンを結ぶ定期便も運航されていたが、今は運航されていない。しかし、現在サバンが経済開発地区に指定されることを受け、民間旅客便、貨物便需要増を見込んだ国、及び州による空港拡張計画が進められている。現在1,400mの滑走路を1,850m×30mに延長し、旅客ターミナル、貨物ターミナル等を整備するというものである。フォッカー50、CN-235、ツイン・オッタークラスの航空機の乗り入れを可能にし、国内線はバンダアチェ、メダン等、国際線はマレーシア（ランカイ島、ペナン島、クアラルンプール）、タイ

(プケ島)、シンガポールを結ぶ路線の開設を計画している。

#### (6) 土地

島は小さいうえに平地が少なく、大規模な工業開発にむかないうえに、既存の農業（果実栽培）、漁業（近海）、林業を残し更に美しい海浜を基にヴィレッジ・リゾート開発を期待しているため、工業開発に向けて利用可能な土地の手当では非常に困難である。島の自然を守るためには、大規模の土地造成は避けねばならない。したがって、石油基地計画にあっても、フィージブルな規模の基地開発には土地が大きな制約となる可能性がある。

### 3 - 5 生活インフラ

#### (1) 上水道

現在サバン市街地の水源はAneuk Laot湖からの湧き水を利用しており、水量は28 l /秒、2,400 t /日である。しかし、配水パイプは老朽化しており漏水率も高く有効利用されているとはいえない。現在は常時1日2時間程度の時間給水が実施されている。KAPETサバンの説明によれば、水源は十分であるが配水能力が絶対的に不足しているとのことである。

上水道整備は現在アジア開発銀行の技術・資金協力プロジェクト「スマトラ都市開発プロジェクト」の対象になっており、2002年6月までの予定で整備が進められているが、それでも将来需要に十分対応し得る整備水準には到達しない。上水道整備はサバン地域にとって依然として緊急度の高い分野である。

1998年現在、水道栓2,459に対し、2002年には3,959～4,100栓の需要が見込まれている。そのためには2001年までに給水量80 l /秒、さらに漁港と商業港向けに15 l /秒が必要とされている。その拡張工事の資金調達のために水道料金値上げをサバン市は必要としているが、現状のサービス水準に不満をもつ利用者の反発も大きく、容易に値上げできないのが現状である。

#### (2) 衛生施設

サバン市街地には下水道設備は現在ない。浄化槽付トイレを使用している人口は全人口の93%、約2万4,000人（5,000世帯）と推定されている。したがって現在サバン市が必要としているのは、浄化槽トイレの普及と尿尿処理サービスである。

サバン市は1997年に尿尿処理タンク車を購入したが、その使用頻度は月5～6回と低く、有効利用されていない。その理由としては市民への広報不足、処理施設の不足が指摘されている。現在まで市民は民間業者に浄化槽の清掃処理を依頼するケースが多いとのことである。



図3-4 サバン市上水道取水場

### (3) ゴミ処理施設

ゴミ処理施設整備はサバン市にとって上水道整備に次いで緊急度の高い分野とされている。現在は処理施設及び設備の不足、回収体制の不備などにより十分なサービスがいき届いていない。

市街地では現在1日42m<sup>3</sup>のゴミが発生し、その内家庭ゴミ以外は12%と推定されている。回収率は87%、39m<sup>3</sup>である。ゴミ回収車が2台（容量6m<sup>3</sup>）あり、1日3往復とフル稼働している。回収料金は一般家庭月1,000ルピア、商店3,000ルピアである。現在の最終処分場は市街地から十分離れており、立地場所としては問題ない。処分場は5haの広さがあり、拡張スペースもある。



図3-5 新設されたサバン市ゴミ投棄場（前方）と屎尿処理施設（後方）

#### (4) 排水施設

排水施設は幹線排水路が約22kmあり、15kmが開渠、残りが暗渠になっている。2次集水路網は市街地をおおむねカバーしているが、3次集水路網は多くの場合不完全な状況である。排水施設の多くは改修が必要な状態である。

#### (5) 電気

ウェ島にはインドネシア電力公社（PLN）の火力発電所があり、70年代のディーゼル発電機3機（容量3,180kw）が設置されている。現在は2機が稼働し、昼間820～890kw/時、夜間1,200～1,390kw/時を供給している。PLNの説明では、現在は発電能力の48%が使われており、1,000kwの余剰能力を持つ。1999年時点で4,705世帯に供給し市街地の80～90%は電化されている。なお、自家発電機を備えた施設はほとんどないとのことである。

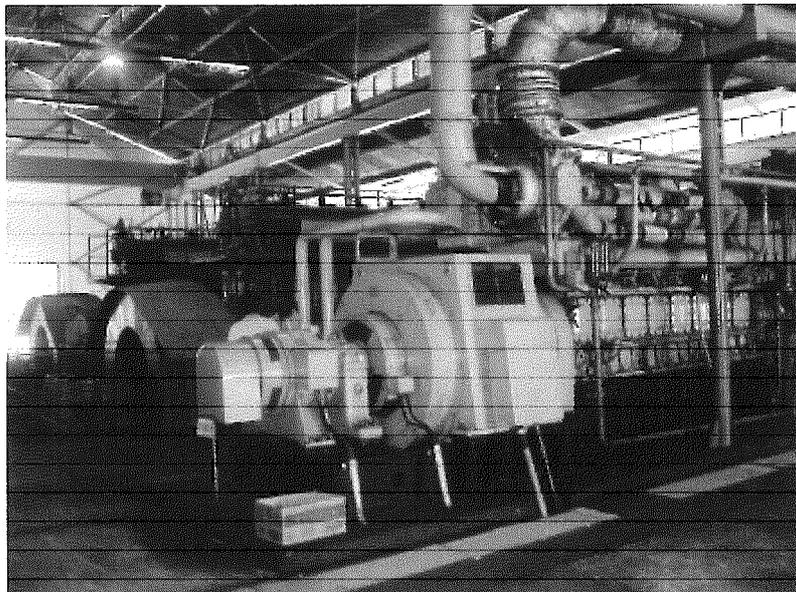


図3-6 サバン市ディーゼル火力発電所

#### (6) 通信基盤

電話、ファックス、テレックス等通信基盤の整備・強化はサバン地域開発にとって重点分野の1つである。現在、地域内には2,104の電話回線があり、そのうち1,110回線が外国人旅行者の国内もしくは国際電話に供されている。また、地域内では携帯電話も使用可能である。

## 第4章 優先セクター/プログラム/プロジェクト： 協力の可能性を探る

### 4 - 1 観光開発

観光資源の現況、及び関連インフラの整備状況から判断すると、以下の協力プロジェクトが挙げられる。

プロジェクト名称	ビレッジ・ツーリズム（村落観光）振興プロジェクト
協力の種類	技術協力、無償資金協力、有償資金協力
背景	<p>サバン地域は、豊かな海洋性観光資源を生かした観光開発が期待されているが、現状は宿泊施設及びそのサービス水準、上下水道、運輸通信基盤等の関連インフラの整備水準は低く、外部資本等を導入した大規模な観光開発にはなじまない。</p> <p>むしろ、あまり開発の手の入っていない現状を生かし、既存観光地では味わえない自然探勝をテーマにし、なおかつ地域内既存観光事業者が主体的に参加できる小規模投資による振興策が望ましい。開発利益が着実に地元に還元される地場産業の核の1つとして育成することが求められている。</p>
目的	既存の観光事業をベースに、エコツーリズム振興を図り、地場産業として育成する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光事業の実態調査（事業者、関係者の特定、事業収支の実態等）</li> <li>・観光資源、宿泊施設、関連インフラの情報収集、それらの整備水準及び評価分析</li> <li>・既存観光インフラの整備、拡充計画（宿泊施設の改善計画、既存観光施設の整備・管理計画）</li> <li>・事業計画の策定及び経営指導</li> <li>・マイクロ・クレジットによる地元観光業者の振興策の検討</li> </ul>
インドネシア国側実施機関	KAPET サバン、サバン市、アチェ州及びインドネシア観光局をメンバーとする合同事業管理委員会

プロジェクト名称	観光クルージング船ターミナル整備プロジェクト
協力の種類	技術協力、無償資金協力
背景	<p>サバン港には現在シンガポール、マレーシア等を回遊する大型クルージング船が月1回程度入港している。クルージング観光はサバン地域観光振興の柱の1つとして期待されている。現在専用のターミナルはなく海軍埠頭を暫定的に使用している。国際クルージングのみならず、国内及び周辺部を回遊するクルージング観光も期待されており、そのための施設整備が求められている。</p>
目的	サバン港の多目的新埠頭の建設に合わせツーリスト・インフォメーションセンターの機能も併設したクルージング船ターミナルを整備する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クルージング観光の需要分析</li> <li>・ターミナル管理運営計画の策定</li> <li>・ターミナル建設</li> </ul>
インドネシア国側実施機関	KAPET サバン、サバン市、アチェ州及びインドネシア観光局、運輸省をメンバーとする合同事業管理委員会

## 4 - 2 水産開発

### (1) パイロット・プロジェクト

水産関連分野のパイロット・プロジェクト候補としてサバン市から検討の要望があったのは、水産加工施設、冷蔵庫の整備である。また加えて水産分野に間接的に関係するものとして造船専門学校の機材整備があげられる。水産加工施設と冷蔵庫はいずれも基本設計とそれなりの工事期間が必要なのでパイロット・プロジェクトにはなじまない。これらの妥当性の検討はプレ・フィージビリティ調査で行うべきと思われる。

造船専門学校はインドネシア海軍の外郭団体が運営する機関である。サバンの造船専門学校の場合は、船体工事や原動機の実技演習のため同市に所在する海軍工廠の設備を使用すると説明を受けた。講義室や寮なども海軍施設の中にある。工廠の設備を見た結果では、稼働可能な工作機械の種類が少なく、また使用の頻度が低いように見受けられた。Pasiranの漁港に隣接する造船公社でも造船専門学校の生徒が実習を受けに来るとの話を聞いた。公社の方は工作機械の種類が多く、また現場の仕事も常時進行しているようなので実習には良い機会を与えるが、組織目的からいえば、ここでは単に訓練の便宜が図られているにすぎない。なお過去2年間の生徒数は激減しており、学年定員40名のところ、現在の生徒数は3年38名、2年2名、1年5名となっている。訓練機材を工廠に配備すると、これらは工廠と共用されることになる。そのため同校への機材供与については援助大綱に抵触する可能性もあり、援助の妥当性を見出すのは困難と思われる。

### (2) プレ・フィージビリティ調査の対象

#### 1) 漁協施設の整備

沿岸小規模漁業の漁業生産活動と漁獲物流通を支援することを目的として、計画地域に置かれている（ウェ島だけで4箇所）漁業協同組合を対象に、その施設整備により有効な支援が可能か調査する。中核となる施設として考えられるのは、荷捌き場、これに付設する貯氷庫兼用の冷蔵庫、資材倉庫、事務室である。以上に加えて、それぞれの漁協の活動事情に合わせて、漁獲物の簡易加工施設、運搬車両などの物流設備、船用無線の陸上局などの付帯施設設備の妥当性を検討する。

#### 2) 小型漁船動力化

ウェ島では半数余を占める無動力漁船の動力化に対する要望は強い。

#### 3) 水産加工施設

Pasiranの木材加工場は協同組合が出資して運営されている。

#### 4) 養殖事業

海面の生簀養殖の実施例がある。

#### 5) Syiah Kuala大学海洋研究所

予備調査団に提供された資料によれば、Syiah Kuala大学海洋研究所をサバン行政市で建設する計画が存在することが判明している。

### 4 - 3 港湾開発・運輸インフラ

#### (1) 港湾

海運総局で建設計画中の棧橋増設（180m）で、当面の旅客需要及び貨物需要に十分対応可能と考える。

#### (2) 運輸インフラ

パイロット・プロジェクトに関するサバン市の要望には、本島とウェ島を結ぶフェリー増隻が含まれている。フェリー建造に要する設計調査・工事期間は長期になること、また建造費用も相当な金額となるので、パイロット・プロジェクトにはなじまないが、島嶼である計画地域の運輸交通は、ほぼあらゆる面でフェリーに依拠せざるを得ないことから、その産業振興・住民福祉のためには、フェリーの増隻は大きな意義を持つと可能性があるため、本格調査においてプレ・フィージビリティ調査を実施することで要望の妥当性を検討することが望まれる。

現在1日1便～2便が本島Malahayatiとウェ島Balohan間の約18海里を片道2時間で往復している。就航しているフェリーは船首部を開閉するもので4トントラック程度の車両まで搭載可能である。船齢、乗客定員数、輸送統計など関連資料は入手していないが、視認した結果（4便分）では、車両乗客ともいずれも満員状態であった。またバンダアチェ市近郊のUlee LheueからはBreueh島を結ぶ別のフェリー便が就航していると聞くが詳細は不明である。

このように両島嶼とも既に就航便があるので、調査は輸送需要、既就航船の耐航性を含む輸送能力を主眼とし、増隻の必要性を検討することになるかと思われる。なお、フェリー・ターミナルを主機能とする新港がUlee Lheueに工事中で、本港が竣工するとウェ島便もUlee Lheueで発着することになる。その場合はウェ島への航程は約16海里となる。

### 4 - 4 工業開発

(1) 果汁からの菓子製造は完全な手作業に頼っているので、特に煮詰め作業の機材使用による合理化の余地はある。

(2) 木工加工業もまだまだ近代化・合理化の余地がある。作業工程を改善し、品質管理体制を強化することで、生産量が伸びる可能性は十分にあると考えられる。

(3) 自然の湧き水の処理・ビン詰によるミネラル・ウォーターの製造は、水質調査が必要だが「サバン水」として島外で販売できれば、小規模工業の1つとして有望であり、また同島の知

名度アップにも貢献すると考える。ただし水量は非常に限られているので、大規模な工業にはなり得ない(10t/時程度と見積られる)。

#### 4 - 5 その他(社会福祉、農業、インフラ等)

プロジェクト名称	上水道整備プロジェクト
協力の種類	技術協力、無償資金協力
背景	<p>現在サバンの水道水源取水量は、28 l / 秒、2,400 t / 日である。しかし、配水パイプは老朽化しており漏水率も高く有効利用されているとは言い難い。現在は1日2時間程度の時間給水が常時実施されている。KAPET サバンの説明によれば、水源は十分であるが配水能力が絶対的に不足しているとのことである。</p> <p>上水道整備は現在アジア開発銀行の技術・資金協力プロジェクト「スマトラ都市開発プロジェクト」の対象になっており、2002年6月までの予定で整備が進められているが、それでも将来需要に十分対応し得る整備水準には到達しない。上水道整備はサバン地域にとって依然として緊急度の高い分野である。</p> <p>1998年現在、水道栓2,459に対し、2002年には3,959～4,100栓の需要が見込まれている。そのためには2001年までに給水量80 l / 秒、さらに漁港と商業港向けに15 l / 秒が必要とされている。その拡張工事の資金調達のために水道料金値上げをサバン市は必要としているが、現状のサービス水準に不満をもつ利用者の反発も大きく、容易に値上げできないのが現状である。</p>
目的	サバンの市の上水道取水場の拡充、配水システムの整備を実施し、住民の生活利便性の向上に寄与するとともに、今後見込まれる農水産物加工業等の需要増に対応する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道需要調査</li> <li>・水道事業計画の策定</li> <li>・取水場、配水システム整備計画の設計、建設</li> </ul>
インドネシア国側実施機関	・KAPET サバン、サバン市及び居住・地域開発省をメンバーとする合同事業管理委員会

プロジェクト名称	市民・スクールバス整備プロジェクト
協力の種類	技術協力、無償資金協力
背景	<p>島内の公共交通機関は、タクシー、ミニバスも若干あるが、大半はピックアップ・トラックが後部荷台に人を乗せて走っている程度でほとんど整備されておらず、その運行頻度も多くない。特に中学校は市街地にその多くが立地しているため、遠隔地から通学せざるを得ない生徒も多い。主に高齢者、女性、子供等交通弱者の公共交通機関も兼ねた島内の主要地区を結ぶミニバスによるスクールバス・サービスの整備が求められている。</p>
目的	サバン市街地とウェ島内部の主要地点を結ぶミニバス・サービス・システムを構築し、通学時にはスクールバス、それ以外の時間は一般市民が利用できる公共交通機関を整備する。

プロジェクト名称	市民・スクールバス整備プロジェクト（続き）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通需要調査（スクールバス、一般市民）</li> <li>・ミニバス運行計画の策定</li> <li>・ミニバス管理運営組織、事業計画、人材育成計画等の策定</li> <li>・経済・財務分析</li> <li>・ミニバス、関連資機材の供与</li> </ul>
インドネシア国側実施機関	・KAPET サバン、サバン市

プロジェクト名称	フェリー・ポート整備プロジェクト
協力の種類	技術協力、その後、無償もしくは有償資金協力
背景	<p>本島とウェ島を結ぶ主要交通機関はフェリー・ポートであるが、現在バロハン港と本島クルンラヤにあるマラハヤティ港間 18 マイルを約 2 時間で結んでいる。現在は水曜日、木曜日が往復 1 便、他の曜日は 2 便運航されている。</p> <p>マラハヤティ港はバンダアチェ市内から東へ車で約 30 から 40 分と離れており、現在バンダアチェ市ウレー・ルエに掘り込み式の新たなフェリー・ターミナル港が建設中である。市中心部から車で 10 分程度の距離に位置し、ウェ島バロハン港との距離も 16 マイルと短い。完成後は 1,000 トンクラスのフェリー・ポート 2 隻、150 トンクラスの高速ポート 2 隻が同時に発着できる。</p> <p>サバン地域開発にとって運輸基盤強化は重要課題であるが、特に本島とのアクセスビリティの改善は優先度が高い。現在のフェリー・ポートは老朽化しており、2 隻あるフェリー・ポートも現在は 1 隻のみの運行となっている。その運送能力も将来需要の増大には対処できない。輸送力の向上、所用時間の短縮の必要性和緊急性は高い。</p>
目的	バンダアチェ市街地に隣接する新フェリー・ターミナル港の建設に合わせ、サバン地域と本島を結ぶフェリー・サービスの質的・量的改善を図り、将来の運輸需要に適切に対応し、サバン地域開発のための基盤整備強化を行う。
事業内容	<p>技術協力（F/S 調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サバン地域と本島間の運輸需要調査</li> <li>・フェリー・ポート運行計画の策定（輸送力、ルート、スケジュール等）</li> <li>・フェリー・ポート管理運営組織、事業計画等の策定・経済・財務分析有償資金協力及び技術協力</li> <li>・フェリー・ポートの購入</li> <li>・海運関連人材技術研修計画の策定と実施</li> <li>・船舶管理、維持、修理技術研修計画の策定と実施</li> </ul>
インドネシア国側実施機関	・KAPET サバン、サバン市、アチェ州及び居住・運輸省をメンバーとする合同事業管理委員会

プロジェクト名称	サバン市医療機器整備プロジェクト
協力の種類	無償資金協力、技術協力
背景	<p>サバン市には現在、市立病院1(ベッド数40)、海軍病院1(ベッド数29)がある。市内の医療スタッフは医師10名、歯科医師4名、看護婦27名、助産婦35名である。現在、外科の医療機器が不足しており、特にX線機器と技術者の充足が緊急の課題となっている。</p> <p>島内では迅速に適切な処置ができないケースも多く、現状では島内住民のための医療体制はもとより、今後予想される観光客等の外部からの来島者の増大、自由貿易地域指定による人口増加による医療サービス需要の増加に対応が困難な状況である。サバン地域の中心医療施設である市立病院の機能拡充は必要度及び緊急度が高い。</p>
目的	市立病院を中核とするサバン市地域医療体制の整備強化の一環として、外科医療機器を中心とした整備、合せて医療技術者の技術研修を実施し、住民に対しより質の高い医療サービスの提供と、将来需要の増大に対応する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存医療体制、医療機器維持管理体制の分析と評価</li> <li>・外科医療機器の供与</li> <li>・医療技術者の技術研修</li> </ul>
インドネシア国側実施機関	KAPET サバン、サバン市、保健省

